

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (27. 3 定)			
日 時	平成 2 7 年 9 月 1 6 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 6 時 5 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、佐々木副委員長、千葉・安齋・松田・中村（吉宏）・ 小貫・山田・前田各委員		
説 明 員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 産業港湾部参事、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、安齋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、高橋龍委員が安齋委員に、斉藤委員が松田委員に、鈴木委員が山田委員に、酒井隆行委員が前田委員に、川畑委員が小貫委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

○（総務）総務課長

9月10日の予算特別委員会における小貫委員のマイナンバー制度についての御質問の中で一部答弁できなかった御質問がございましたので、改めまして答弁させていただきます。

御質問の趣旨は、いわゆる番号法第19条第14号に関しまして、一度限りの特定個人情報の提供で別表第2や本条各号に規定する必要性が乏しいものと答弁させていただいたところ、一度限りの特定個人情報の提供とは具体的にどのようなものが想定されるのかという御質問でございました。

この一度限りの特定個人情報の提供ということにつきまして、北海道を通じ国に問い合わせましたところ、具体的に想定している事例は特になく、法律において定めるまでもないようなことを意味しているのではないかという回答があり、具体的な事例については示していただくことはできませんでした。また、一度限りの特定個人情報の提供ということにつきまして、現時点で具体的に特定個人情報保護委員会の規定で定められたというものは今のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

○委員長

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党、新風小樽、自民党、共産党の順といたします。

公明党。

○千葉委員

初めに、今定例会で補正予算を計上されています事業に関連して、何点か伺ってまいりたいと思います。

◎まちなか観光にぎわいづくり調査事業について

まず、動線づくりのための市場調査事業に関連して伺います。

この事業の目的について、説明願います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

まちなか観光にぎわいづくり調査事業のうち、市場調査部門に関してその目的ということでございますが、観光の経済効果を波及させるために国内外の観光客に人気のある動線を探り、その延長、拡大を図り、また新たな動線の創出を目指すというものであります。

○千葉委員

動線づくりの市場調査事業ですが、400万円ほど補正予算が計上されております。この事業内容についてももう少し詳しく説明願います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

調査の内容ということでございますけれども、3種類の調査を考えております。

一つ目は、既存店舗や施設の現況調査で、これは営業時間や外国人受入れ態勢の現状等を把握する調査でございます。

二つ目は、国内外の観光客の動態調査で、主に目標としている動線ごとの流れやなぜその動線に人気があるのかなどを分析するための調査であります。

三つ目は、これまで宿泊客数しか把握できていなかった外国人観光客に対するヒアリング調査で、国別の来樽者数や動態についての特徴などを情報収集するための調査であります。

○千葉委員

今いろいろと説明を聞きましたけれども、多岐にわたる細かい調査も必要になってくるのではないかと思います。が、実際、調査方法はどのようになっているのか説明願います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

具体的な調査方法ということでございますけれども、申し上げた 3 種類の調査は、全て調査員による聞き取り調査としたいと考えております。

特に、三つ目に申し上げた外国人観光客に対する聞き取り調査につきましては、英語や中国語が話せる調査員を配置して、旅行行程だとか、買物、何をするかとか、小樽での要望、ニーズ等々、より細やかなヒアリングができるようにと現在考えております。

○千葉委員

基幹産業と言われる観光ですので、そういう調査は非常に必要だと思っておりますが、今までも日帰りの観光客について同じような調査が行われてきたと思っておりますが、今回の調査は、それとどこが違うのか説明願います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

従来同様の調査があったかということと、あるとすれば、その調査との違いということでございますけれども、観光客動態調査や歩行者通行量調査という調査があり、観光客動態調査につきましては、これまでも 5 年に 1 回のペースでヒアリング調査形式で実施してまいりました。

違いですけれども、従前の調査では外国人につきましては宿泊客のデータが主となり、日帰り客の動向情報は把握できなかったものでありますが、その点が今回予定している調査は大きく違っていると考えております。

また、二つ目に申し上げた国内客も含めました動線調査につきましても、ヒアリングを行うということで、歩行者通行量調査というのは中心商店街において歩行者の数量のみをカウントする調査でありましたので、今回予定する調査とは調査箇所とか調査方法などで違いがあるものと思っております。

○千葉委員

今までの調査の話を伺うと、いろいろ質問等でお答えいただく外国人のニーズですとかそういうので、そうではないところで答弁もあったというふうに思いますけれども、今回の調査によってその動線ですとか、どういうニーズがあるのかというのがはっきりするというところであります。

この動線の分析が行われた後、本市としては、具体的にどのように活用していこうと考えておられるのか、その辺についても伺いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

今後の活用方法ということでございますけれども、実施しました各種調査を基に平成 28 年度を予定しておりますが、まちなか観光にぎわいづくりのためのプランを策定いたしまして、国内外観光客の動線拡大や新規動線の創出につなげていくとともに、外国人観光客の国別動向をさらに詳しく把握して、今後の誘致受入れ戦略に活用したいと考えております。

○千葉委員

このまちなか観光にぎわいづくり事業は予算がついてはいますが、今の動線づくりのための予算プラス運河プラザに関連しても機能向上事業ということで、大きく2,000万円の予算がついております。まとめて質問させていただきますけれども、この事業についての内容ですとか、目的、その活用などについて説明願います。

○産業港湾部次長

運河プラザの機能向上についてですけれども、まず運河プラザは、新たな動線づくりの拠点を担っていただくことと、観光客における受入れの拠点、そして、1次産業、2次産業と観光との連携の拠点、この三つの拠点を担っていただきたいと考えております。そのために、観光情報や地場製品の普及、要は物販機能の向上を図ってほしいというものであります。

内容につきましては、まず、物販機能ですけれども、小樽・北後志版のクールジャパン事業としまして780万円あります。内容としましては、小樽のクラフト製品等の総合展示、そして小樽・北後志地域を中心とした地場製品の普及、そして免税対応のPOSレジの整備及び什器の整備、そして土産物のサンプルのセット、要は少量でただ試食をしてもらうのではなくて、少量でお金を払って食べていただきながら、それを気に入っていただいて買ってもらおうと、そういった取組を考えております。

それと、地域情報発信としましては、まずは運河プラザの営業時間の延長、そして営業時間の延長だけではなく、夜の仕掛けづくりとしまして、夜市の実施、そして運河プラザを発着点とした小樽夜のまち並みツアーの実施、そして小樽在住の職人の方の製作実演、そして小樽写真撮影のポイント展、そして外国人の夜の飲食店、ウェブサイトHANAMACHIの制作等を考えております。この滞在型観光の事業として970万円、そして人件費250万円を合わせて2,000万円になっております。

○千葉委員

今までいろいろな議論がありましたけれども、やはり小樽の夜の観光というのは今までも課題でありましたので、ぜひこの運河プラザの機能向上については、しっかり資金を活用しながら進めていただきたいと思っております。

それで、今、営業時間の延長とあったのですけれども、今まで何時だったのを何時までに延長するのですか。

○産業港湾部次長

現在はイベント等によって時間延長もしておりますけれども、6時まで営業しております。時間延長の部分につきましては、8時がいいのか、9時がいいのかについて再度、検討をしているところでありますが、基本線としましては、8時か9時というふうを考えております。

○千葉委員

夜、堺町通り等を歩きますと、やはり9時ぐらいまでは出ている方が多いと感じておりますので、予算の範囲内でできるだけ延長をお願いしたいと思います。

一番心配なのが、議案説明のときにも話があったかと思いますが、今の動線づくりの市場調査事業が400万円、運河プラザの機能向上事業が2,000万円ということで、国庫補助として見込んだ事業として、組み立てられておりますけれども、この予算については、万が一国庫補助がつかないということはないと思っておりますが、つかなくてもしっかりと実施をしていくという考えなのかどうかについてはいかがですか。

○産業港湾部次長

この交付金についてですけれども、もしつかなかった場合におきましても、事業の中身の精査等を踏まえまして、財政部と協議しながら実施はしていきたいと考えております。

○千葉委員

実際そうなった場合には、できないものも出てくると思っておりますけれども、ぜひ推進するよう、よろしく願います。

◎水産物ブランド化推進事業について

次に水産物ブランド化推進事業について何点か伺います。

この事業は、水産物の販路や消費の拡大に向けて第 2 回定例会で補正事業として出されたものであります。第 2 回定例会で補正された予算額と事業内容を改めて説明願います。

○（産業港湾）水産課長

第 2 回定例会において補正されました水産物ブランド化推進事業の予算額とその主な事業内容ですけれども、まず水産加工品の知名度アップ事業ということで63万円、主な事業といたしましては、おたるウォッチングという新聞折り込みチラシがあるのですが、これは小樽市内あるいは余市、仁木、札幌市手稲区など、約 5 万 2,000 世帯に折り込みをしているという冊子でございまして、これへの掲載経費、それからコープさっぽろで「Cho-co-tto ちょこっと」という食品を扱った広報誌を出しておりますので、それへの掲載経費、もう一つは販路消費拡大事業等で72万円、主な事業内容といたしましては、コープさっぽろが行っています宅配サービスがあるのですが、その中で「ご当地トドック」というのがございまして、そこに小樽の水産加工品の特集を組んでいただくというための掲載経費、それから昨年、小樽水産加工グランプリを実施したわけですけれども、そのグランプリ受賞商品の知名度をアップするという目的で、東京にありますどさんこプラザ有楽町店への出展経費となっております。

○千葉委員

補正予算が可決されてから 2 か月ということで、今伺いますといろいろなチラシですとか、小冊子というのですか、そういうものへの掲載ということで進んでいると理解させていただきました。

今定例会の補正予算は第 2 回定例会のときの135万円から500万円へと予算規模が大きく増えておりますが、増額されて行われる事業の内容について、お聞かせ願います。

○（産業港湾）水産課長

今回、計上しております補正予算の主な事業内容と予算額ですけれども、まずは小樽の地魚や水産加工品の魅力発信事業ということで177万円計上しております。

主な事業内容といたしましては、第 2 回定例会には水産加工品だけということで補正予算を計上したところでありまして、今回は小樽の鮮魚も含めたウェブサイトをまずは構築する経費ということで計上しております。

この内容ですけれども、今、私どもで考えているのは、食の魅力だけではなくて、小樽でとれる魚の旬の時期ですとか、小樽の魚を使った家庭料理あるいはイベントの情報または加工品の技術だとか特徴など、鮮魚と加工品をあわせた情報発信をしていこうということで考えております。

もう一つは、商品開発促進事業ということで188万円、この主な事業内容といたしましては、小樽のプライドフィッシュということで登録されておりますシャコ、ニシンを使った新商品開発に対する支援ですとか、シャコにつきましては、帯広と苫小牧の屋台村で小樽産のシャコを使った食品の提供あるいはそういうことを含めたイベントを今計画しているようなので、そちらに漁業者あるいは私どもも一緒になってPRしていくというような経費でございまして。

○千葉委員

小樽産のシャコということで、小樽のみならず、他の地域でこのようにイベント等で本当に知名度がアップするというのは非常にうれしいと思っております。

先ほど少し話も出ましたが、昨年、小樽水産加工グランプリが行われております。これは受賞作品の販路ですとか、消費拡大が目的だったと思います。グランプリが開催されてから 1 年がたちましたが、昨年行われたそのグランプリで受賞された加工品等の売上げ状況について、売上げが向上したなどの話は市に伝わっているのでしょうか。

○(産業港湾)水産課長

第 1 回小樽水産加工品グランプリの受賞効果といたしますか、そういう観点で答弁させていただきますけれども、私どもが受賞者から聞いている話ですと、まず金賞をとった受賞者からの話ですが、このグランプリを受賞したことによってグランプリという独自のシールを張って販売することができるようにしており、その金賞というシールを張ったことによってその受賞商品の売行きは倍近くになっているという話も聞いております。もう一社ですけれども、この受賞者は、昨年の事業の中で、東京のスーパーマーケット・トレードショーに出展していただきました。これは、販路拡大ですとか、賞品のブラッシュアップに対する助言ですとか、そういう場所ですけれども、それで、その効果というのは、今年になって受賞商品を含めた詰め合わせ、そういうものがギフトの商品として関西方面のデパートに取り上げられていたという話を聞いております。

○千葉委員

本当に効果が出ていると思っております。このグランプリですけれども、今後の開催の予定はどうなっているのか、恒久的にやっていくのか、期限を決めてやっていくのか、その辺についてはいかがですか。

○(産業港湾)水産課長

水産加工品グランプリですけれども、私どもとしては、隔年で実施しようということで考えておまして、第 2 回は来年やろうということで考えております。

○千葉委員

小樽というネームバリューがありますので、ブランド化は非常に私も大事だと思っておりますけれども、そのブランド化を市としてどのように考えているのかといつも思っております。小樽には本当に新鮮なおいしい魚がたくさんあるということで、水産加工品もいろいろな魚や食材を使って加工品がつくられているのですが、そのブランド力を上げる、ブランド化するということは、そういう全てのものをアップしていく、小樽には新鮮な魚があるということでのブランド力アップなのか、それとも小樽産の地場の魚に特化したものをブランド力アップしていくという取組なのかお聞かせ願います。

○(産業港湾)水産課長

私どもとしましては補正予算の中でも位置づけておりますけれども、小樽にはいろいろな水産、鮮魚ですとか、加工品などがありますので、私どもは今のところシャコとニシンに絞った形でそういうもの、あるいはそれらを使った加工品をブラッシュアップして商品のグレードを高めて、まずは知名度をアップしようと、それでブランド力を高めようということで、今後、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○千葉委員

小樽は水産加工品を扱う業者等、非常に多くあると思っております。今、特化してブランド化に努めるということで、推進することは必要だと思っておりますけれども、やはりいろいろな業者などがありますから、非常に横の連携というのが大切だと思っております。その辺についてのお考えはいかがですか。

○(産業港湾)水産課長

横の連携という話でしたけれども、今回、補正予算を計上しておりますこの事業というのは、行政もそうですけれども、水産関係の団体といたしますのは、小樽市漁業協同組合ですとか、漁業者、あと今シャコ、ニシンのことが出ましたが、小樽ではしゃこ祭の実行委員会だとか、にしん祭りの実行委員会など、そういうイベントもやっておられるので、そういう団体に加入をしてもらって(仮称)小樽のさかな普及推進委員会というのを今立ち上げようということで予定しております。そういうことでまた横の連携を図りながらこの事業を進めていきたいと考えております。

○千葉委員

この事業や、先ほどの動線調査や運河プラザの機能向上にしても地方創生に向けての事業でありますので、しっ

かり進めてもらいたいと思います。

◎小規模事業者の支援について

次に小規模事業者の支援について質問させていただきますけれども、第 2 回定例会で私から小規模事業者に対しての今後の支援策をどのように考えているのかということで質問させていただきました。そのときの答弁では、まずは、その状況把握に努めていくということでしたので、まずは、どのように進んでいるのか伺いたいと思います。

○（産業港湾）産業振興課長

これまでに関係団体との意見交換等を実施しております。具体的には 7 月 9 日に商工会議所、7 月 23 日に商工会議所及び市内金融機関と、7 月 28 日に北海道中小企業団体中央会後志支部総会懇親会の場において加入の協同組合 6 団体と、7 月 31 日に北海道中小企業団体中央会と、8 月 14 日に小樽市管工事業協同組合と、8 月 21 日に北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部と、そして 9 月 14 日に小樽商科大学ビジネス創造センター担当教授と意見交換を実施しております。

○千葉委員

非常に精力的に取り組んでいただいていると思います。実際に各団体からの意見などはどのような内容だったのか、お聞かせ願います。

○（産業港湾）産業振興課長

市内の小規模事業者の実情としましては、元請からの仕事の単価が絞られていることや、規制緩和等による過当競争により採算が合わない仕事が多く、経営が圧迫されていることなどについての話が出されております。このため、適正な単価の仕事が確保できるような仕組みが欲しいとの意見が出されております。

また、北海道中小企業団体中央会を通して加入している市内組合団体の中の小規模事業者に対し、訪問や意向調査などを行うことが効果的ではないかとの意見、もう一つが小規模企業の有効な支援としては、中小企業振興基本条例の制定が有効ではないかといった意見が出されておまして、同条例は理念条例ではあるものの、制定することで市が小規模事業者を支援していく姿勢を明らかにしていくことになるので、支援策として有効ではないかというものであります。

○千葉委員

今、何点かありましたけれども、今後、本市として小規模事業者に対する支援策をどのように考えられるのか、今の時点でのお考えをお聞かせ願います。

○（産業港湾）産業振興課長

今後は、北海道中小企業団体中央会の協力をいただきまして、同団体に加入する市内組合団体の中の小規模事業者を紹介していただき、直接訪問や意向調査という形で、今後も時間をかけて市内小規模企業の意見を聞いてまいりたいと考えております。

また、中小企業振興基本条例につきましては、条例制定を目指している中小企業家同友会しりべし・小樽支部と打合せをしておまして、同会で、今後、制定に向けた研究を行っている段階ですので、連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○千葉委員

市内経済を支える大事な小規模事業者の皆さんの意見調査をするということでしたら、ぜひ積極的に動いていただきたいと思いますので、よろしく願います。

◎除雪路線調査業務について

最後に、除雪に関連して伺いたいと思います。

今回、予算計上されております除雪路線調査業務 400 万円についてであります。この調査を行う目的、内容を改めて説明願います。

○（建設）雪対策課長

除雪路線調査業務の目的及び内容についてでございますけれども、まず目的といたしましては、今後の排雪量抑制に向けた雪押し場の確保、また、工夫を凝らした除排雪の検討、さらには次回の全市的な除雪拠点の見直し、こういったものに基礎データとして活用するというのが目的でございます。

調査の内容についてでございますけれども、各路線、区間別に、道路の特性といたしまして幅員、勾配、主な占用物件、または、沿道条件として家屋の張りつき状況ですとか、空き地の状況、さらには現状における除排雪方法の手法ですとか、それぞれの路線に寄せられている市民要望、こういったものを一元的に整理していきたいというふうに考えてございます。

○千葉委員

除雪については毎年、非常に苦情・要望等が多いと思いますけれども、今までこのような調査というのは行われてきた経緯があるのかどうかについてはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

私が調べた範囲の中で回答させていただきますが、これらのさまざまなデータを一元的に調査し管理するデータというのは今回が初めてでございます。

○千葉委員

今までそういう要望や苦情も多かった中でその調査が行われるということは、本当によかったというか、評価したいところであります。これは今後どんどん進んでいかれると思うのですが、この路線の調査業務を行うことで見直し等を今後行っていくというお話でした。全市的にもステーション等今後考えられるというふうに思いますが、今、本市としてきめ細やかな除雪体制を見直していくということでステーションも一つ増えることになっています。これを増やすことはきめ細やかな除雪につながるのかなと、それには全く異論はないですが、実際にその進め方としてやはりこの調査をしっかり行った後のほうが、雪おろし場のあるなし、市民が本当にどういうところに除雪を望んでいるかどうかというのが詳細に分析できるのではないかと考えるのですが、その辺についての考えはいかがですか。

○（建設）雪対策課長

この除雪路線調査業務の結果を踏まえて最終的にやるというのも考え方としてあろうかと思うのですが、私どもはまず今年から少しずつでも除雪の改善に取り組んでいきたいということで、ステーションの関係もそうですし、また、基準の見直し等も進めていくということでございます。

ただ、こういった調査を進めていく中で、また、除雪の改善についても今年度が第一歩ということでございますので、少しずつ改善もしつつ、また、その改善した中での検証結果というのもまた少しずつ加えていきたいとも考えてございます。そして、来年、また再来年といろいろと検証を進めながら、最終的にはこの路線調査業務の内容を踏まえて新たな除雪体制の構築に向けて取り組んでいきたいという考え方でございます。

○千葉委員

今の課長の答弁を伺うと、そうだなとうなずきたくなる部分もあるのですが、やはり順番としては本当にこれだけ要望や苦情が多い除雪なので、先ほどせっかく路線調査業務400万円かけて先ほど言った道路の幅員がどうだ、勾配がどうだ、雪押し場はあるかどうかを路線単位で調査をされると言われていました。これは調査してからステーションを増設するとか、そのように進めていく、進め方としてはそれが筋ではないかと感じているところですが、その辺についてはもう一度答弁いただけますか。

○（建設）雪対策課長

繰り返しの答弁になって大変恐縮ですが、やはり最終的には、路線調査業務の内容を踏まえて、新たな除雪体制を構築していきたいという考え方に立っているのですが、この調査はまだ2か年かけてやる予定でございます。そ

の間においても少しずつ改善をしていく中で、市民の要望等についても少しずつ応えていきたいという考え方の中で、今年からできることについては取組を始めたいということですので、御理解いただきたいと思います。

○千葉委員

話としては理解ができるけれども、少々納得がいかないというところで、要は私が一番懸念しているのは、今定例会の中でもいろいろ議論あったと思いますが、いったん進めたけれども、調査等をやってみたら、これはやはりまずかったということになると、混乱するのは業者であり、市民だと思っております。ですから、順番としては、調査業務をしっかりとやった後、来年でも再来年も市長がおっしゃるきめ細かな市民要望に応えた形での除雪体制にするのが進め方として非常にいいと感じているところであります。

昨日 2 社から 4 社になど、いろいろな議論がありましたけれども、今回、市の共同企業体除雪業務の入札等参加申請要領等で説明会があったときに、参加要件について、地元で「密着した」という文言を「精通した」と変更したと昨日も説明があったと思いますけれども、もう一度この文言等を変えた理由について説明願います。

○建設部片山副参事

共同企業体の説明会で提示いたしました要領の変更の内容につきましてでございますけれども、「地域に密着した」という表現を「地域に精通した」という表現に変えてございます。その意味は、より積極的に地域の除雪の情報にかかわっていただきたいということで、しっかりとした除雪に取り組むと。さらに、地域の方からも地域のことをよく理解していると言っていただけるような除雪をしていただきたいという意味を込めまして、「密着」という表現から「精通」という表現に変えた次第でございます。

○千葉委員

これは今までも行われてきたということで理解してよろしいですか。

○建設部片山副参事

今までも行われてきた内容だとは思いますが、より積極的にということでの表現でございます。

○千葉委員

昨日は 2 社、4 社の話もあったので、今日はあまり触れませんが、やはり今日が締切りということで、この変更に関してはやはり報道もありましたから、混乱を招いているのではないかと考えています。実際に今日、入札の申請書を提出する締切りとなっておりますけれども、この申請書については期限が今日ということもありますが、全ステーションで提出されているのでしょうか。

○（建設）庶務課長

七つのステーションと一つの雪処理場にかかわる共同企業体の申請を受け付ける形になっておりますが、現在ステーションにつきましては 6 ステーション、それと雪処理場、七つの共同企業体の申請を受付してございます。

○千葉委員

まだ申請が出ていないステーションはどこか答えることはできますか。

○（建設）庶務課長

大変失礼いたしました。今の答弁を訂正させていただきます。

共同企業体の申請の受付につきましては、現在、七つの共同企業体から申請を受け付けているところでございます。

○委員長

七つの共同企業体ですね。

（発言する者あり）

○千葉委員

7 ステーション全部の申請が提出されているという理解でよろしかったですか。

○(建設) 庶務課長

申しわけございません。現在、七つの共同企業体の申請をいただきまして、受付しているところでございます。ステーションごとの部分につきましては、今後、入札でステーションが決まる形になりますので、現状では七つの共同企業体から提出を受け付けているという状況でございます。

○委員長

確かめます。七つでよろしいのですね。

○(建設) 庶務課長

七つでよろしゅうございます。

○千葉委員

ステーションごとにどうだということは答えられないということでもよろしいのですね。要は、七つの J V が入札の書類を提出しているという理解でよろしいですか。

○建設部片山副参事

現在、受け付けております共同企業体は七つでございます。そのうち、一つは 2 社の共同企業体になっておりますので、ステーションの除雪にかかわる共同企業体の受付としては六つでございます。

○委員長

従来どおりでしょう。

(発言する者あり)

○建設部長

順番に申し上げますと、今の段階では入札に参加できる J V の編成をしているということでもございまして、具体的にどのステーションかということはその後に各ステーションごとに行います入札の中で決定することでもございます。ですから、現在はどこという縛りではございませんので、単純に J V が幾つ来ているということで、現在は七つの J V が登録申請されているという状況でございます。

○千葉委員

ここまで長く質問するつもりはなかったのですが、今の話で理解しました。今日締切りということで、明日の建設常任委員会でも議論されると思いますけれども、締切り後にまたその仕様の内容等を変えるということが果たしていかがかと思っております。市長もきつとここまで延びるとは思っていないと思っておりますので、非常に悩まれていると思いますけれども、やはり順番として調査業務を行い、見直しをするかしないか、そういう整理の中で進めていただきたいと思っております。

○松田委員

◎防災問題について

防災問題ということで質問させていただきます。

いろいろな被災地がありまして、これからまた台風シーズンも迎えて局地的豪雨など、心配されている部分があるのですけれども、先般、局地的豪雨もあり、また大雨もあったということで、浸水などいろいろあったときに、どこの窓口にご相談すればいいのかということで私のところに相談に来る場合があるのです。

そこで、被災したときにどこの窓口にご相談したらいいのか、この点についてお聞かせ願います。

○(総務) 半田主幹

大雨などのときに被災、苦情ですとか、対応の要請をされたい場合につきましては、本庁の休日・夜間であれば当直に電話していただきますと、当直から関係機関、建設部や水道局など、関係機関に連絡が行くような体制になっております。

○松田委員

それから、今、認定は民間ですけれども、防災士という資格のある方がいると聞いておりました。

それで、防災士について小樽ではこの防災士を持っている方が何人いるのか押さえていたらお答えいただきたいと思います。

また、市の職員で防災士に認定されている方がいるかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）半田主幹

防災士につきましては、小樽市に 3 名いらっしゃいます。そのうち 1 名が市の職員です。

○松田委員

その方はどこに所属していますか。

○（総務）半田主幹

総務部にあります。

○松田委員

この防災士は全国に 9 万 2, 100 名いるということで、この研修会の費用を個人向けに助成している自治体が 180 くらいあると聞いておまして、北海道では函館市など 9 市町村あると聞いております。

それで、今後、自助、共助、公助となったときに、いろいろな知識があって安全・安心な暮らしを守るための防災士だと思いますので、小樽市でも防災士の研修を受けるときの補助を検討していただけないか、この点についてお聞かせ願います。

○（総務）半田主幹

防災士の研修を受講する際の受講費の助成につきましては、実は北海道地域防災マスター認定研修会というものを今年の 7 月 12 日に開催しております。そのときは、受講者が 93 名いらっしゃいまして、そのうち小樽市からの受講者は 8 名でありました。私どもといたしましては、やはり人数的に少々低調であったと認識しており、このような状況の中では、やはり防災士に対する関心も低いのではないかと考えております。そこで、今後、防災士に関する関心が高まりまして、受講費の助成に対する御要望が多数寄せられる状況になりましたら、受講費に対する助成を検討してまいりたいと考えております。

○松田委員

今後、検討していただきたいのと、防災士についてのアピールもよろしく願います。最近是想定外のこともありますし、とにかく備えあれば憂いなしということで、しっかり安全・安心なまちづくりのために御努力していただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

○佐々木委員

◎学校配当予算について

まず、学校配当予算についてお聞きいたします。

第 2 回定例会の予算特別委員会で、私から市長に教育について質問させていただきました。その中で、まずは教育環境整備が重要ということでは、一致したという認識を持っております。市長からは、教育予算を今すぐ増やすと言える状況にないが、努力してまいりたいということを答弁いただきました。私から改めて教育予算について何とか計上していただけるようにとお願いしたところです。

そこで、今回は、その部分について少し具体的な話、学校現場での話などをさせていただきたいと思います。

今、小・中学校では、印刷用紙を買うのにも非常に苦勞しているという現状があります。

そこで、毎年、各学校にそのための予算等が配当されています。そして、その中で毎日の教育に必要なものを計画的に購入していくことになっているのですけれども、まず各学校への配当予算額はどのような基準で決められているのかお尋ねします。

○（教育）施設管理課長

配当予算の基準についてでございますけれども、学校ごとに学級数や児童・生徒の数に応じて配当分を行っているところでございます。

○佐々木委員

近年の傾向として、1校当たりの配当額の増減というのはどのような傾向にあるでしょうか。

○（教育）施設管理課長

学級数の減や児童・生徒数の減少はありますけれども、配当予算につきましては、毎年、各学校に前年度とほぼ同額を確保している状態でございます。

○佐々木委員

前年度と同額ということです。

それでは、その配当予算ですけれども、学校では大きく分けて主にどのような使い道があるのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

主に、教材や紙などの消耗品に支出が多くなっている状況でございます。

○佐々木委員

各学校でいろいろな方、特にこの配当予算を扱っておられます事務職員等にお聞きしたところ、何点かこのような現状があるという話があったものですから、少しお聞きいただきたいと思います。

例えば消耗品に大きな部分ということですが、それが非常に不足していると。特に、先ほども言いましたけれども、印刷用紙代、それからインク代が非常に大きなウエートを占め、テストを印刷するのにも支障を来すという現状がある。だからといってテストをしないわけにはいきませんから、それについてはお金を使わざるを得ない。いろいろな活動、さまざまな活動をしている学校ほど、そういう予算が足りなくなっている現状があるようです。

それから、コピー代、非常にいろいろな文書等が来ますので、そのコピー代だけでも大変な学校があるということです。

それから、学校には、消耗品費とともに学校備品費という予算があります。学校のいろいろなものを買うお金ですけれども、この備品費は消耗品費に流用が可能だということで、備品費を消耗品費に流用して、やむを得ず、紙などを買っているのです。そうすると、今度は備品費で本来買わなければならないものが買えなくなっているということで、学校によっては備品費の半分以下でしか本来の備品が買えないという学校もあるようです。

さらに、先ほど前年度と変わらない額を配当しているという話がありましたけれども、配当予算が変わらなくても、紙やその他、例えばインク代にしても、消費税等もついて値上がりしている現状があります。そういう中では、非常に苦勞されている。

結局、消耗品費の中には例えば部活動費の消耗品費というものがあります。例えば今、部活について1部当たりどれくらいの消耗品費が必要なのかという話を聞くと、その学校によって違いますが、1部当たり1万円だということなのです。例えば野球部のボール、今1個幾らかというと、1個630円です。ということは、学校から来る消耗品費ではボールが15個しか買えないのです。ですから、大会などに行くと1試合ごとに2個か3個出さなければならぬため、勝ち進むと決勝まで行けないのです。

それから、先ほどコピーの話もしましたが、道教委などから保護者、児童・生徒向けの各種調査が来ます。アンケートも来ます。例えばいじめのアンケート等が来ますが、来るときにはデータで来るわけです。データで来て、そのデータをプリントして生徒全家庭に配る、さらに、いじめのアンケートについては、回答するのに返信用の封

筒をつけろとして封筒もつけて出します。これを印刷する紙、それから封筒代も全て学校がこの消耗品費の中から出さなければなりません。チャレンジテストをやってくださいと来ます。これもデータで来ますけれども、全部学校で印刷することになって、非常に予算が大変になっている。そういう現状が例えばとしてあります。こういう点について市教委では現状の把握等が行われているか伺います。

○（教育）施設管理課長

限られた予算の中での執行でございますので、各学校でやりくりをしていただいているということは十分に承知しているところでございます。

○佐々木委員

把握はしていただけているということですので、本当に何とかお願いしたいところですが、現場からこの点について特に要望というか、対策をお願いしたいということで聞いている点が2点あります。

先ほど言いましたように、文部科学省や道教委、市教委からメールに添付された書類が送られてくるのです。現場では漏れがあってはいけませんから、全て紙で印刷しているのです。参考までにごらんくださいとついてきているものも、参考までだから開かなくてもいいかという、学校現場としては、そうはならないのです。やはりきちんと一度目を通す。それも複数で見なければならぬ場合は、全部コピーしなければなりません。そうすると、送るほうは楽でいいのですが、受けるほうは多額な費用が必要になるということ、そして、それを保存していくということになるのですが、これを何とか開いて確認したら、データとしてそのまま保存しておいていいのだということとをきちんと現場に、現場はもうやらなければならないと思込んでいますから、それでいいですということを認める、そういう指示などを出していただけないかということと、それからやはり送り手のほうがその内容についてきちんと精選して送っていただきたい。送るほうは簡単でいいですけども、その辺のところはまず要望として上がっておりました。

まずはその件についていかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

文書につきましてですけども、学校長宛ての重要な文書につきましては、従来どおり印刷していただく形になると思いますが、それ以外の通知文書ですとか、資料等につきましては、現在、メールで共有できるような形で作業を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、内容の精選につきましても、現在、取り組んでいるところでございますけれども、今後さらに取り組んでまいりたいと思しますので、御理解いただきたいと思います。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

もう一点、現在、校外学習等助成事業費として、スキー授業やスキー遠足の貸切りバスのバス代金の助成が出ております。これについては非常に保護者負担軽減になって有効であると、今後もこれについては続けていただきたいということですけども、昨今、貸切りバスの代金が法令の改正等により、場合によっては2倍以上になっているという現状があります。やはりその大幅な値上がりのせいで学校現場では保護者負担を非常に増やさざるを得ない、場合によっては、授業や遠足等そのものをやめなければならない状況も考えざるを得ないということになっています。やはりその辺のところを苦慮したこの助成費の増額等を何とか検討していただけないかというお願いがあるのですが、いかがでしょうか。

○（教育）学校教育課長

昨年10月に各学校に対して、この貸切りバスの新料金制度に伴うスキー学習等の対応について調査いたしました。これは今年度の予算も見据えたものでありましたが、学校によってはこれまでの旅行会社、いわゆるツアー系からより価格の安いバス会社に切り替えたり、旅行会社からタクシーに切り替えたりと、学校のほうで工夫して対

応したところであります。この校外学習事業費は貸切りバス代だけではなく、路線バス利用の際のバス券や、あと演劇鑑賞などのそういった費用にも対応するものでありますが、改めて実態を把握して、この校外学習の充実に向けて予算確保に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木委員

そういうところが、今話のあった、例えばタクシーにできたり路線バスに変えられたり、そのような方策がとれる学校であればいいですけども、学校の規模や条件によってはそういうこともできないところもありますし、業者を変えるとんでも、今は、業者も昔ほど差がないという状況もあります。どうかひとつ、充実をよろしく願いたいと思います。

教育長に伺いますけれども、このように教育現場では教職員が非常に工夫しながら限られた予算環境の中で頑張っております。そして、先ほども言いましたが、頑張るほど予算が足りないということもあります。やはりこういう現状にある教育現場について何とかこの辺のところについてお願いしたいと思いますが、教育長としてどのように考えられているか、お聞きします。

○教育長

ただいま教育予算の大幅な増額についての質問でございましたが、教育委員会とすれば、これまでどちらかという、学校給食センター、耐震化の促進又は老朽化している施設の補修費、さらに私とすれば、新しい取組を率先して取り組むことで学校の活性化を図りたいという考えに立って、新しいスクール・ライブラリー便ですとか、イングリッシュキャンプ、音読カップ、そういった取組に傾注して、いわゆる選択と集中という観点で予算づけをしてきたところでございます。

ただいま、委員からも御指摘がありました。ここ一、二年で一番大きいのは、やはり学校でパソコンの整備が進んできたことに伴い、インク代、紙代が今まで以上にかかる。あわせて学級通信、いわゆる保護者に対応するきめ細かな説明の文書や校内研修を積極的に取り組むようになったことによる資料の配付、さらに各種教材にインターネットを通じての資料が膨大に使えるようになった、さらには、教材のさまざまな研究が進んできた。ある意味では、学校教育の活性化がある程度進んできて、教員方の教育に対する意欲が増えてきた。その結果として、運営費が足りないということが顕在してきたのだらうと考えております。来年度、4校、中学校を入れれば5校、学校が減るという状況もありますので、それらの財源を運営費又は校外活動費、そういったものに振り替えるなどして予算の獲得をしていきたいと思っておりますし、市長の公約に学力の向上、それから自然、歴史の体験活動の促進もありますので、市長の絶大な協力をいただきながら教育予算の獲得に向けて頑張りたいと考えております。

○佐々木委員

最後に、市長に、今、教育長からもありましたとおり、私からもぜひよろしくお願いして終わりたいと思っておりますが、一言お願いします。

○市長

佐々木委員も御存じのように、私も北海道教育大学を出ており、教育に対して大変思いもあり、何とか力を注いでまいりたいと思っております。

また、今、地方創生の流れの中で人口減少に歯止めをという話が出ておりますけれども、やはり保護者であったり、そういう方々にとって教育力が向上されているまちというのは、いわゆる居住に伴う意欲というか、その理由として、今、大変高い位置にあるというふうに思っております。今後において、このまちの人口減少に歯止めをかけていく中で、やはり子供たちに対しての力というのは注いでいかなければならないと思っておりますので、先日も答弁させていただきました。教育委員会とは、その中でさまざまな情報交換をし、先ほど教育長がおっしゃったようにどの部分で取捨選択ができるのか、どこに選択をし、集中させていくのか、そのあたりをしっかりと打ち合わせしながら、そのような要望も含めて一つ一つ改善できるように努力してまいりたい、このように考えております。

○佐々木委員

よろしく申し上げます。

◎マイナンバー制度の民間事業者対応について

二つ目に移らせていただきます。

マイナンバー制度の民間事業者対応についてお聞きいたします。

マイナンバー制度については小貫委員からさまざまな質問があり、それについての答弁があったところでございます。その中で私が聞きたいのは、民間事業者の部分についてどうなっているのかということについてで、少し話をさせてください。

民間事業者もマイナンバー制度に対応することが求められていると。中でも、2016年1月までに制度運用、開始しなければならない。すると本当に短い期間しかないわけですけれども、各企業というのはその間にマイナンバーを自分たちの従業員を含めて収集しなければならない。さらにそれを利用、保管、廃棄、そういうもののルール、運用体制を整えるということが大ざっぱなところだとお聞きしておりますけれども、非常にもう待たないのところにあるという状況だと思います。

ところが、大きい企業であれば管理用のシステムを導入してソフトを入れて行く。さらには、専門の業者もいるということで対応することはできるそうですけれども、従業員数人で専従の担当者さえ置けないような小さい事業者は、本当にマイナンバー制度の重要性をわかって、そして、これが重要かどうかは別として、きちんと扱えるようになるのかということ、特に小樽市においてはほとんどが中小企業という中で、非常に不安があります。その中でさらに準備が遅れている現状があるということなので、少し確認をさせていただきたいと思この質問をします。

まず、民間事業者がマイナンバーで取り扱う内容というのは、具体的にどのようなものがあるのか、お示ください。

○（総務）津田主幹

民間企業におきましては、まず御指摘の従業員ですが、従業員、その扶養家族も含みますけれども、従業員からマイナンバーの提示を受けまして、そのマイナンバーを給与所得の源泉徴収票の作成手続ですとか、あるいは社会保険、健康保険の手続、あるいは厚生年金、それから雇用保険などの書類にマイナンバーを記載しまして、それをそれぞれの所管の行政機関等に提出する必要があります。このほかに、証券会社とか保険会社ですが、こういうところは大きいところが多いと思うのですけれども、配当金ですとか、保険金の支払証書、これについてもマイナンバーを記載する必要があるということになっております。

○佐々木委員

これは非正規職員等も含んでということでしょうか。

○（総務）津田主幹

非正規雇用についても必要となります。

○佐々木委員

本当に市民のところでは言いますと、非常に提供するほうも提供されるほうも多数含まれるという影響の大きいものだと思います。

具体的には、どのような方法でマイナンバーを取得し、そしてどのような方法で管理することになるのか、そのためには民間事業者がどのようなものを準備しなければならないのかというあたりについて説明してください。

○（総務）津田主幹

従業員からマイナンバーの提示を受ける場合ですけれども、これはまず利用目的をはっきりさせると、源泉徴収票の作成手続のためにあなたのマイナンバーを確認しますというように、目的をまず明らかにすると。その上で、

通知カードと本人確認書類若しくは個人番号カードの提示を受けまして、マイナンバーの確認と本人確認をあわせて行う必要があります。これらの一連の作業をするために、事務手続と申しますか、運用体制と申しますか、そういうものは社内で作っておかなければならないのかと思います。

それから、管理につきましては、例えば人的な部分といたしまして、担当者以外の方がマイナンバーを含む情報に触れることがないように、担当者を決めるとか、限定する、あるいはマイナンバーを記載した書類やファイルの保管体制をどうするのかということについては、特定個人情報保護委員会の定めるガイドラインというのがありますので、このガイドラインを踏まえた安全管理措置を講じることが必要になりますので、そのための社内のルールづくりと申しますか、そういうものを整えておく必要があるということになります。

○佐々木委員

具体的に聞くと、たとえ数人の会社でもこれをやるのは大変だという気がするのですが、例えば扶養家族の本人確認をしなければならないということは、本人がそこに来て、はい、あなたの家族、はい、娘ね、配偶者ねということをやらないといけないのですか。

○(総務)津田主幹

会社が直接扶養家族の本人確認を行うことはできませんので、雇われている従業員に扶養家族の番号確認と本人確認を行う義務があることとなります。それを事業所に提出するとなっています。

○佐々木委員

非常に大変だということですが、それで一番心配な点ですけれども、この集めた番号が漏れ出すということになると、例えば、ファイルの管理が適当であれば芋づる式に個人情報が入り出される可能性というのもありますし、成り済ましにつながるという指摘もされています。その対策というのは具体的に、どのような対策をとるのか、先ほど何点かありましたけれども、もう少し詳しく説明願います。

○(総務)津田主幹

例えば先ほど説明しました担当者の明確化というのが一つあります。それから、例えば書類を保管するキャビネットなどについては鍵つきのものを用意する、あるいはパソコンなどを使っている場合はアクセス権限の管理を徹底するなど、そういうことを決めていく必要があると思います。さらに大事なことは、そういう特定個人情報保護委員会の定めるガイドラインがあるのですけれども、それに沿った安全管理措置を講じてルールをつくって、さらには、従業員のリテラシーという問題もあると思いますので、社内教育と申しますか、研修会と申しますか、そういうものを十分にやっていくことが必要だというふうに考えております。

○佐々木委員

今、特定個人情報保護法、マイナンバーは特定個人情報ということで、小貫委員も指摘されていましたが、この特定個人情報というのは個人情報保護法とは異なり、聞くとところによると、より厳しい罰則が科せられると聞いております。ひょっとすると、この法の理解が進まない、今のような方法をきちんととらないまま移行して、情報だけを集めたまま、その辺になっているという状況だと、よくわからないまま、その情報が漏れてしまい、結果として情報を漏らされてしまったほうの被害だけではなく、企業やその担当者も罰せられてしまうということになってしまうのではないかと思いますけれども、そういう事態も可能性としてはありますか。

○(総務)津田主幹

全くないとは言えないと思うのですが、明確にどうかというところ少々答えにくい部分もあります。なくはないと思います。

○佐々木委員

可能性としてあるとすれば、非常に恐ろしいと思います。やはりこういうことについては周知をしっかりと進めていくことが必要だと思うのですが、本市でこれに対応しなければならない民間事業者は何社ぐらいあると

いうことは押さえられていますか。

○(総務)津田主幹

結論から申し上げますと、市では特に調査を行っておりませんので、数字として示すものはございません。

○佐々木委員

要は会社と呼ばれたり、人を雇って何かやっているところは全部必要だということです。すごい数、それも把握はなかなか難しいということだと思います。

報道では、このための講習会が各地で慌てて開かれている状況で、そこに企業が非常に殺到していると、札幌でも多くの企業が集まったと聞きました。このような講習会は小樽で開かれぬのか、もしくは、開かれる情報というのはないのか。そして、どこが主催でやっているのか等の情報がありましたらお聞かせください。

○(総務)津田主幹

各地域で行われている研修会ですとか講習会ですけれども、多いのは企業コンサルタント系の事業者ですとか、あるいは公益財団法人、各地域の商工会議所などの経済団体が主催でやっているものが多いと思っております。

小樽市では、最近では8月に小樽法人会で小樽税務署ですとか、年金事務所の担当の方を招聘して研修会を行ったと聞いております。

○佐々木委員

それで私が聞いていて一番困ったと思ったのは、例えば小樽市で事業者への周知を行ったり、対応していったときに、どこが主体になって企業への働きかけを行うのかということが見えないのです。小貫委員への答弁のときにもありましたけれども、残念ながら、これについては、小樽市はホームページでお知らせをするぐらいで、それ以外の部分については違うところが担当しているということで、それが本当に困っている企業や何かに、これについて本当に責任を持って今後きちんとやっていくということについてはどうなっているのかお聞きします。

○(総務)津田主幹

事業者のマイナンバー対応につきましては、どのようにコーディネートして進めていくのかという意味では、やはり国に第一義的な責任があるというふうに思っております。事業者のマイナンバー制度対応といいますのは、例えば源泉徴収票の書類のどこにどのように番号を記載して、それをどうやって提出するのかと、あるいは厚生年金の書類のどこに番号を記載して、それをどのように提出するのかということになるものですから、それぞれの所管の官庁といいますか、そこからの指導を受けなければなし得ないというふうに考えております。

○佐々木委員

いろいろとその辺は難しいところもあると思いますが、最初に言いましたように、これは本当に多くの市民にかかわって、市民の安全な生活という上でも非常に重要なことですので、あまり国任せとか、そういうことにならずに、市でも対応を深めていただきたいということをお願いします。

○委員長

民主党の質疑を終結し、新風小樽に移します。

○安齋委員

◎市長公約について

まず、市長公約の関係で質問します。

まず、こちらのビラの上から順に質問をさせていただきますけれども、「安心で安全な街作りを実行！」の項目の中には除雪のこともあります。除雪については別で質問させていただきます。

その「安心で安全な街作りを実行！」の中の「子どもや高齢者も安心して歩けるよう、防犯設備を強化し、LED街灯の増設、設置を急ぎます」という項目の中で、今回、自民党の代表質問でいろいろと答弁されていまして

れども、市長の言う防犯設備というのは信号機や横断歩道であるということでございますが、これについて、まずどこにそういった危険があって、どこに問題点があってそのような公約を載せられたのか、まずは問題点、問題意識について市長の御見解を伺います。

○市長

先日の自民党山田議員からの質問の中でも答弁させていただいておりますけれども、私自身、防犯設備という考え方の下に交通標識であったり横断歩道、信号機、ガードレール、そして街灯などのことを指し、子供たちや高齢者の皆様が安心して歩けるようにということでの思いを持って提示をさせていただいたところでございます。

例えば、夜になると暗くて大変怖い状態で、なかなか自宅まで帰るのが大変なのですか、そういうことも大変重要なことだというふうに思い、明るくすることで改善できるという意味合いももちろんありますし、また信号機においても、例えば右折信号がないことにより、渋滞し、焦って曲がろうとして歩行者にぶつかりかねないとか、また、信号機の変わるタイミングが早すぎて、高齢者がなかなか渡りきれずに信号が変わり、大変渋滞になってしまったりとか、焦りを生んだりとか、その他ガードレール等もそうですけれども、そのような現場等をさまざま目の当たりにし、そういう方々がもっと安心して歩けるようにしたい、このような思いを持って提示をさせていただいているというところでございます。

○安齋委員

私も市議会議員をやらせていただき、そういった声をよくいただきます。ただ、市単独ではこういったものは設置できないと。これは市長も答弁されておりましたし、議員を1期やられていたので、おわかりかと思えます。ですので、私としてはそういった要望をいただいた段階で、市として行う公約ではなく、公安委員会に要望します程度に抑えておいて、市としてできるものを載せていく、そして、進めていくほうがよろしかったのではないかと考えております。

例えば、私が問題点にしているのは、通学路の部分です。平磯公園から桜のロータリーに向かう道路が通学路になっているのですが、そこの歩道が左になっているところが途中で切れて、今度は右についていたりとか、そういった問題があります。そういった歩道については市として工事できるものでありますから、優先順位というわけではなく、市としてできるもの、そして国に要望しなければいけないもの、道に要望しなければいけないもの、そういったすみ分けをして、安全で安心なまちづくりの実行につなげていただきたいと思いますので、ぜひこの点、今、学校適正配置の中で統合協議会でいろいろな通学路の話が出てきておりますから、この趣旨、理念の下にそういった状況を把握して、財政的な問題で優先順位でございますけれども、ぜひ取組を進めていただきたいと思います。

それから、公約の中で「子どもや高齢者も安心して歩けるよう」となっているのですけれども、ただ歩くというよりも、やはり安心して過ごして憩えるような空間をつくるほうが、今、人口減少が最も課題となっている中で、若い子育て世代のお母さんたちが一番言うのは、子供を安心して遊ばせる場所がないとか、子供、離れて公園で勝手に遊んでも何かフェンスが破けていたり、刺さるのではないかと、そういった声をよくいただくので、できればその理念の中に具体策の一つとして、公園の整備については今後進んでいくでしょうけれども、より加速させていただきたいと思っております。これについて市長の見解をお願いしたいと思います。

○市長

私もやはり子育て世代の方々に小樽で住みやすいと言っただけのことを公約の中における理念の一つとして取り上げさせていただいております。御指摘のように、公園等で遊具が充実していないとか、今おっしゃったようなところで部分的な不備がある、時には雑草の問題など、さまざまな話が出てきて、なかなか公園が利用しづらいという声も聞いております。先ほどの人口減少に歯止めをということ、これも含まれていると思いますが、その環境を整えていくことがそれに結びついていくというふうに思っておりますので、今のような声を原課と調整しながら

ら、一つ一つ改善してまいりたいと思っております。

○安齋委員

ただ、財源の問題もありますので、遊具などの部分については、今後、計画的に配置、修正をしていかれると思っておりますので、そこはぜひ進めていただきたいと思うのですが、やはり一番は札幌市と比較されてしまうというところで、農試公園などの大きな公園と、小樽市には大きな公園がないというところで結構比較されてしまいますので、これはまた違う、公約の部分では重なってしまいますけれども、そういった点もお考えになって、子供たちが安心して過ごせるまちを目指していただきたいと思いますと思っております。

次に、LED街灯の増設、設置を急ぐということですが、まず、今定例会で市長は当初の計画どおり進めていかれるということでしたが、我々議会としても昨年度から地域からの要望があつて、各党派がいろいろ質問、提案をさせていただいて、中松前市長がそれを受けて3か年で整備する計画をつくりました。これはもう選挙前の話で、既に森井市長も御存じであったと思いますけれども、答弁を聞くと計画どおり進めるということでしたが、公約では増設、設置を急ぐということでしたので、この真意は何なのか。我々が進めてきた3か年の計画では足りないからそういった公約を載せられたのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○市長

別な場面で答弁させていただいている中で、前市政の流れと重なる部分、違う部分がいろいろあるという話をさせていただいているところでございます。私自身もこのような公約を掲げさせていただき、皆様と同じように皆様の声を聞き、暗いところがある、町会の負担も大きい、何とかLED化する方法ができないだろうかという、私自身もその声を聞いていたところでございますので、それを前市長の市政の中で形にし、動き始めていたところを無理に変えることなく、まずはこれで進めていき、それで全地域が全て設置できるかどうかというのもこれからでしょうから、その状況を鑑みながら、必要などころに対してはまたこの計画の後に考えて取り組んでいきたい、このように考えております。

○安齋委員

私の記憶では、これは全町会で管理している街路灯のうち白熱灯であるところを3か年でLEDにするために計画をつくったはずなので、この3か年の計画の中でできないところはないと認識しているのですが、今、市長が答弁されたのは、それで足りなければまたどうのこうのということでしたが、少しそごがあるのではと思います。まず、全町会が管理しているところを交換すると、これが今回の3か年計画ですが、今、市長おっしゃったことはそれでも足りないところもあるから、やるのですと聞こえたのです。私の認識が間違っていれば、修正していただいても結構ですが、もう一度御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○建設部長

市長の答弁の補足になりますけれども、私どもの計画という観点で説明させていただきます。

まず、私どもが進めている3年間の計画は、今、委員がおっしゃったとおり、市内で1万4,000灯維持されている街路灯のうち、古いもの1万2,000灯、これを3年計画で交換するというところで考えているところでございます。ですから、まず古いものについては全て取り替えることが私どもの考えではございます。

ただ、町会でも1割ですけれども、当然負担がありますので、そういった資金の件もありますので、私どもとしては資金を用意しているつもりですけれども、そういったことも可能性としてはあるのではないかと。

それからもう一つ、LEDをつけたけれども、家の張りつきなどは変わると思いますので、そういった3年間の後で、まだ不足な部分があるといったことは可能性としてはあるのではないかというふうに思っております。

○安齋委員

P D C A サイクルでやりつつ、点検しながら、順次その足りない部分を補うという理解でよろしいですね。

そこで、森井市長は、増設という言葉をお使いになられておまして、そもそも市の計画では古い街路灯を交換

していくということで、新設についてはたしか計画に入っていないと思われま。私の読み込みとしては、増設というのは新設して増設されるのではという期待をしております。というのは、今でも、先ほど市長がおっしゃられたように、家の前の通りが暗いなど、そういった課題が各地域で結構あります。ただ、新設は認められないので、予算がなくてつけられないということがありますので、今後 3 年サイクルのうちの 1 年ずつでも、そういった点検、制度の見直し等をやりつつ、増設の部分は新設も対応していただきたいと考えているのですけれども、これについて御見解をお願いしたいと思います。

○市長

御指摘のとおり、その計画におきましては、既存のものに対する対応ですので、増設に伴っての予算として対応できないのはおっしゃるとおりでございます。ですので、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、地域によってより明るい状況にしたいとか、また住宅街によって、今は家がないですけれども、家が増えていくことでそこに今まで設置されていないところなどもあるようですから、そういうところに対する増設等も含めて鑑みていかなければならないと思うのですが、そのまま現制度でいいのか、その状況を鑑みながら検証していかなければならないと思っております。

○安齋委員

ぜひとも、PDCA サイクルの下、1 年ごとに修正、点検等をしていただきたいと思っております。

次に、「中心市街地の整備再開発と空き家対策を実行！」という項目の中で、これについても山田議員の代表質問の中で、市営住宅の建設について公約に明記されておりますけれども、用地の確保に時間がかかるということで、私としては、これは、公約の中では達成できないのではと感じてございます。そもそも中心市街地に用地なんて誰が見てもないわけで、なぜこの中心市街地に市営住宅の建設を盛り込んだのか、そしてその用地を確保するためにどういう動きをしなければいけないという理解で、今回、代表質問でそういった答弁をされたのか、この 2 点お聞かせいただきたいと思っております。

○建設部松木次長

中心市街地の公営住宅につきましては、今、住宅マスタープランでまちなか居住の推進エリアということで小樽駅周辺、南小樽駅周辺ですとか、山手バス路線の沿線、その中で、特に小樽駅周辺を念頭に置いております。そういったところに建設したいということで今動いてはいるのですけれども、委員がおっしゃったように、なかなか建築可能な遊休地が少ないという状況でございます。そういった中で、民間が保有する物件の動向も含めて現在いろいろなところの情報の収集に努めております。

その一方で、先日もお話ししましたように、借り上げの公営住宅につきましても、今、検討してございまして、今後その辺についても詰めていきたいというふうに考えてございます。

○安齋委員

借り上げの部分は前期からマスタープランに載っており、私も知っておりますし、1 期目のときに提案させていただきました。今話しているのは、市営住宅の用地の部分であって、松木次長の答弁は話のすり替えにしか聞こえません。市長公約に沿った遊休地については見つけれないということを改めて明言して、公約の修正なりをしていただかないといけないと考えているのですが、いかがでしょうか。

というのは、選挙のときに市街地に市営住宅を建ててくれると思って投票された方もいらっしゃるのですが、これはできないわけです、最初から。私はできないと思って読んでいたのですが、できると思って載せているのであれば、少々情報不足であったなと考えます。

ですので、改めて市長には、中心市街地に市営住宅の建設ができない、だから今違う方向で検討しているということを説明責任として発表なり、公約の修正をしていただくほうがよろしいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

○市長

このお役目につかせていただきまして4か月ほどですけれども、何とか実現できるように、それに対しての調査等、今進めているところでございます。やはりおっしゃるように利便性の高いところに居住環境を整えてほしい、また、中心部における人の回遊も含めて、居住者が増えてもらいたい、そのような思い等も私も多く聞いておりますので、それを何とか市営住宅という形で具体化できないか、それはこれからでございますので、それを皆様から見守っていただければというふうに思っております。

○安斎委員

借上市営住宅制度についてはぜひ取り組んでいただきたいと思ひますし、中心部からまちづくりを再構築ということで、たぶん市長は、小樽駅前、車、バス、タクシーがふくそうしている駅前広場の再構築をしたいという思いで公約に載せられていると思ひますので、できれば素直に市営住宅は用地が見つからないのでということをお認めいただきたいのですけれども、若干見守らせていただきたいと思ひます。

もう一つ、老健施設の充実に取り組むというところですけれども、これも私の1期目の前期のときに第6次介護保険事業計画の中で、このまま介護施設をつくっていくと介護保険料がどんどん高くなっていくと。介護保険を使っている人と使っていない人の公平感というのがなくなると。さらに、今後、施設をつくっていくと、さらに介護保険料が上がっていくということで、第6期介護保険事業計画では、介護老人保健施設等をつくらぬことを市が表明しておりました。にもかかわらず、選挙公約で老健施設の充実に取り組むということをおっしゃっていたのですが、先日の代表質問では次回の平成30年度からの第7次介護保険事業計画に盛り込めるよう取り組むということでしたけれども、まず当時なぜ老健施設の充実に取り組むとお考えになったのか、そして今回できないということがわかり、次期計画に載せることにしたお考えの変化について、2点伺わせていただきたいと思ひます。

○市長

御存じのように、現状の小樽市は少子高齢化の流れの中に身を置いている状況の中で、高齢の方々におけるそういうニーズというのはかなり高いものがあると思ひます。私自身もこの計画については把握しておりましたけれども、その中でも何とか実現ができないだろうかという思いを持って公約に掲げさせていただいたところでございます。

就任させていただき、改めてこの計画の状況を鑑み、その計画を私自身が変えて、それを中に入れてどうこうということは現時点では難しいというはおっしゃるとおりだと思ひますので、その時期を見て、この間において次期計画に合わせて、それが盛り込めるかどうかをこれから検討をしていきたいということで、答弁させていただいたところでございます。

○安斎委員

できないことをできるかもしれないというか、やりたいという思いはわかるのですけれども、そもそもそういった状況を知っているながら公約に載せるというのは、いつぞやの民主党のできないことをできると言った公約に似ていると思ひます。それは置いておいて、次期計画でもそういった検討をされるということは介護施設に入所したいけれども入所できないという方々にとっては、かなり大変な思いをされている方々もいらっしゃると思ひますので、そういった気持ちは大変重要だと思ひますけれども、私としては、この小樽市の高齢化率が36パーセントに近い状況で、まず取り組むべきは介護老人保健施設等も必要かもしれませんが、いかに要介護度を下げて介護保険料を引き下げていくかということをお考えいかないと、高齢者も来てくださいますと言っても、介護サービスを利用する高齢者が来れば来るほど、介護保険料が上がってしまいますから、介護の部分はハードよりもソフトで対応していくことが今一番必要ではないかと思ひますので、森井市長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長

企画政策室等からも皆様に提言させていただいている中で、人口における自然増減、社会増減の表現の中で自然

増減、もちろん生まれてくる子供たちがより増えていくようにという思いとともに、元気な高齢者が長生きしていただけるように健康増進策をとということでも話をさせていただいているところでございます。

委員の御指摘のとおり、いわゆる健康増進、病予防、これも大変重要な政策だと思っておりますので、その観点においてもしっかり取り組んでまいりたい、このように考えております。

○安齋委員

これについては今後も、私も具体策等知合いの医師等から聞いておりますので、ぜひ提案をさせていただきたいと思っております。

公約についての質問は、これで終わりたいと思います。

◎政務と公務、開かれた市政について

次に、私が一般質問でさせていただきました政務と公務、そして開かれた市政について、大変細かいことではございますけれども、質問させていただきます。

一般質問の再質問のところで、本質問に触れていないということで答弁をいただけなかったもので、改めて伺いますけれども、8月22日の土曜日、市長が共和町の共和かかし祭に行った後、小樽に戻られ、手宮ピアガーデンと北運河サウンドエナジーを訪れていたという件でございます。このときは、港湾振興プロジェクト2015シンポジウムがあったのですが、このことは港湾室から市長にあるという情報が入っていたと思われまふ。小樽としてはやはり港湾、海を活用した経済活性化策が必要であると私は考えているのですけれども、市長には、ぜひシンポジウムに出席して、民間の経済人たちが何を考えているかを勉強するべきであったと思います。

そこで疑われてしまうのが、公務要請がないのに手宮ピアガーデンと北運河サウンドエナジーを訪れて、一部の方々に挨拶回りという政治活動と思われるような行動をし、そしてシンポジウムを欠席されたということが公務よりも政務を優先していると私は考えておりますので、シンポジウムを欠席した理由と手宮ピアガーデンと北運河サウンドエナジーを優先させたこと、さらに、公務と政務の優先順位について改めてお話いただいて、ぜひ公務のついでに政治活動をしていると疑われないような行動をしていただきたいと思います。

○（総務）秘書課長

8月22日土曜日の行動でございますけれども、市長の行動予定については秘書課でスケジュール調整をしております。この中で当日、共和町のイベント、共和かかし祭の御案内がございまして、こちらに出席するという予定を入れておりました。このイベントは少々時間がかかる、移動にも時間がかかるということが予想されましたので、15時からの開会では少々間に合わないだろうということを秘書課で判断をいたしまして、シンポジウムは事前に欠席とさせていただいたという形でございます。

○安齋委員

では、3点についてまとめて質問させていただきます。まず開かれた市政について、先日、記者会見をされたときに、副市長問題について記者からいろいろさまざま質問があったにもかかわらず、議会で説明するというところで、今、記者会見の場で答えなければいけないことですかというような、記者会見している意味がないのではないかとと思われる発言がありました。それについて改めてどういう意図でそういった態度をとっておられたのか、そして記者会見を本当にやる気があるのかということをお伺いします。

次に、今日出席要求していた参加ですけれども、政策論議をさせていただきたいと思ったのですが、朝、登庁されてから体調不良になられたということで、今日は欠席でございます。伺いたいのは、今回6月から9月分と10月から3月分の報酬に関する予算案が出ておりますけれども、昨日も我々の会派の高橋龍議員が、もし否決された場合はどうなのだというので質問していましたが、可決されるように努力するという言葉しかございませんでした。

現在、既に3月までの予算を流用している形でございますので、否決されても雇えると認識しております。議会で否決されても予算がある以上は雇えるのですが、議会で否決された場合、参加の存在を我々としては必要ないと

言っているのでありますから、ぜひ雇う必要がないというふうに明言いただきたいと思います。

最後に、除雪の問題ですけれども、昨日もるる質問がございましたけれども、市長からの指示は細かいとか入札の関係でもっと地域の業者が入れるようにという答弁があったと思いますが、市長からの指示が 4 社以上にしてほしいというものであったのかどうかということを確認したいのが 1 点、そしてもう一点が市長からもし数字的に 4 社以上ではない、ただ J V の中にもう少しきめ細かくやるためにはどうしたらいいかというのを考えて変更してくださいという指示であったのであれば、なぜ原課として 4 社以上だと判断されたのか、なぜ 3 社以上ではだめだったのかといったところを伺えればと思います。まとめて質問させていただきましたけれども、お答えください。

○委員長

3 点ありましたけれども、1 点目は記者会見についてです。

○（総務）広報広聴課長

8 月 31 日の記者会見につきましては……

（「委員長、市長に聞いている」と呼ぶ者あり）

（「指定できないことになっている」と呼ぶ者あり）

副市長について……

（「市長が発言されたことですから広報広聴課長が答えるべきではないと思います」と呼ぶ者あり）

（「まず聞けばいいでしょう」と呼ぶ者あり）

○委員長

まず聞いて、それから。

（「広報広聴課長は答えられないと思います」と呼ぶ者あり）

（「聞けばいいのでないか」と呼ぶ者あり）

まずお答えください。

○（総務）広報広聴課長

8 月 31 日の記者会見につきまして、副市長につきましての記者とのやりとりですけれども……

（「わからないでしょう、いいです」と呼ぶ者あり）

選任同意案提案の前でしたので……

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長

お待ちください。答弁を最後まで聞いてから。

（「会場の説明しかできないですよ。市長に求めます」と呼ぶ者あり）

そうですか。課長、いかがですか。

（「答えられないと思います。答えられないと言って市長に渡したほうがいいと思います」と呼ぶ者あり）

お待ちください。今答えている最中ですから。それから。

○（総務）広報広聴課長

少し話をさせていただきます。議案提案前だったので、市が事前に、市長から事前に議会に説明した以上のことについては……

（「何も説明していません、議会に」と呼ぶ者あり）

（「提案前だから」と呼ぶ者あり）

それ以上のことは説明できないと、そういうことだったと思います。

記者会見につきましては、報道各社が市長に対して直接市政に関して質問を行う場ですから、市としましても、

市政に関する事項を広く市民の皆さんに伝える場として大変重要な場であると思っております。

(「市長、どうですか」と呼ぶ者あり)

○(総務) 秘書課長

先ほどの安斎委員への答弁に 1 点答弁漏れがございましたので、訂正し答弁させていただきます。

政務、公務の優先順位に関してということでございますけれども、まず市長は公職の政治家という特殊性がございます。この中で、いわゆる行政の長、それから公職の政治家という両面がございますので、市政全体における市民への福祉等、重要度、影響度等に鑑みて、優先順位を決めていきたいというふうに考えてございます。

今の質問に戻りまして、参与の10月1日以降の件に関しましては、繰り返しになりますが、可決していただけるような形で丁寧に説明してまいりたいと思っております。

○建設部片山副参事

除雪の件の質問で、市長からの指示があったかということでございますけれども、市長からは指示ではなくて、提案があったということでございます。

もう一点、3社以上でなければだめなのかという御質問でございますけれども、昨年の除雪ステーション6地域で23社の業者がステーションの管理・運営をしております。実態としておおむね4社で管理・運営をしておりますので、昨年の管理水準を維持すると、それ以上取り組むということで、4社という数字を建設部で設定した次第でございます。

○安斎委員

一気に質問させていただいたので、御答弁いただけないかと思つたのですけれども、2点だけ、改めて答弁いただきたいのは、参与の部分ですが、同じような答弁を繰り返していても、こちらは可決、否決の判断ができません。なぜ必要なのかということをお答弁していただきたいというのが今までのこの流れでございましたので、改めて伺いますけれども、否決されたとしても流用の部分が残っているのが雇えますが、議会で否決であれば、もう雇わないのですねという質問をさせていただきましたので、それについて改めて答弁をいただきたいことと、記者会見の態度については、これは広報広聴課長、親切に答弁していただきましたけれども、これは見えてそう思ったということでございますので、市長がなぜああいう発言と態度をとられたのか、今まで市長は街頭に立ったり、いろいろな市民の方に会って爽やかだねとか、挨拶してもらってうれしいとかという声をいただいておりますけれども、あの市長とは態度が全然違ったものですから、記者会見で本当に市民の方に市政を話すつもりがあるのかどうか、それをもう一度明確にお答えいただきたいと思つます。

除雪に関してはよくわからなかったもので、もう一度伺います。

○(総務) 秘書課長

繰り返しの答弁という形で、議決の部分では、可決に向けて我々といしましては一定の議論を受けまして、真摯に受け止めて、規則等々、条例改正等。

○委員長

なぜ必要かという質問です。

(「なぜ必要かということと、否決された場合は流用しているけれども、雇わないのですねという質問です」と呼ぶ者あり)

○(総務) 秘書課長

まず、なぜ必要かという部分でございますが、公約の実現に向けて、公約を理解した上での市長へのアドバイザー、それと職員からの要請に応じて、いわゆるつなぎ役といひますか、というような形で必要と考えてございます。

○委員長

否決された場合、報酬は流用で確保されているが任用は認めないのかということ。

○(総務)秘書課長

否決された場合という部分に関しましては、その部分の判断に関しまして……

(発言する者あり)

○総務部長

否決された場合のことでございますけれども、市長が先ほども可決いただけるよう努力して説明をさせていただきたいということをおっしゃっておりますので、従前といたしますか、先日の本会議等も含めまして、そのようにおっしゃっておりますので、私としてはそれ以上の答弁はできませんし、市長も現在そのように思っているのではないかというふうに思っております。

○市長

記者会見のことでありますけれども、先ほど広報広聴課長からも答弁がありました。私としては大変重要な案件だということもありまして、議会の皆様への配慮をという思いがあつてあのような形をとらせていただきました。

ただ、マスコミ関係者からは、議会への回答を優先してマスコミは後回しにしていいという状態ではないのではないかと。いわゆる議案に対しての提案説明の前に市が議会に説明をしたり、意見交換したりするのは、現在の市役所の中における一つの慣習でしかないのではないかと、そのような御指摘等もいただいているようです。今後において、議案とかにもかかわるような重要案件において、皆様に対して説明する前に記者会見や今回のように入ってくる場合もあり得ると思うのですけれども、その中でそういう話をしてもいいということに関しては、やはり皆様の御協力がなければ難しいことではないかと思っております。今後においては、私としてもでき得る限り、市政のオープン化に向けては、やはり私の公約の一つですから頑張つてまいりたいと思っておりますので、これからも皆様の御協力をいただきながら、改善できるところを一つ一つ変えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○安斎委員

総務部長の答弁では質問に答えていただいております。今回、議会で6月から9月分と10月から3月分の報酬を含む補正予算が否決された場合、それは、参与は要らないですという議会意思です。しかし、実際は、今回補正予算案が可決されなくても、既に流用してしまっていますので、報酬は払えます。議会で存在が否定されたとしても、雇い続けるのかどうかというところを伺いたい、これが私の質問の趣旨でございます。

そしてもう一点、市長から記者会見のことについて伺いましたが、私もメディアにいたことがありますので、情報発信等、記者会見の対応について話をさせていただきますけれども、副市長案件についてはあそこまで秘密裏にすることはなかったと考えております。秘密にすればするほど、やはりメディアもいろいろ動きますので、そうなったときに我々に前日まで説明はしたいと、でも名前を明かせませんと言っておいて、次の日に新聞に出てしまうと。であれば、危機管理能力として新聞に出てしまうかもしれないので副市長については明日詳しく説明しますけれども、こういう方です、詳しくは明日説明しますというような対応が一番よろしかったのではないかということを思います。

そしてもう一点は、我々議案説明の際に、どうして政治資金規正法違反問題に絡む方なのかと質問があったときに、議会で説明するということでありましたけれども、そのときに議会で説明しますけれども、私としてはこういう考えもあつて提案させてもらったというのを少しだけでもいいですから、話していただければ、記者会見でもああいう態度をとらなくてよかったと思いますし、記者会見での対応については明らかに何も話したくないというふうに見えたので、ぜひ、情報をセーブしなければいけないことと、ここまでは出していいことと、そしてそこまで話していれば、そこまでの批判をいただかないということもしっかり検討いただいて、開かれた市政については取り組んでいただきたいと思います。これは意見です。

参与については答弁をもらいます。

○総務部長

否決された場合には、既に流用している予算を使って参与を雇い続けることについては、制度上では、そういうことが可能かもしれないとは思っておりますけれども、今の時点でそれを行使してそのようにいくかというところまでは決めてございませんので、そういう意味で可決をいただくことに努力をしたいという意味も含めて申し上げたものでございますので、御理解いただきたいと思います。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

委員長に見解を伺いますけれども、今までと同じ答弁を繰り返しているだけですので、否決されたときに議会意思として存在を否定しているのですから、雇う雇わないというのははっきりおっしゃっていただきたいというのが私の質問の趣旨でございますので、これについて改めて答弁を、もし委員長の判断でいただけるのであればお願いしたいと思います。

○委員長

否決するかどうかはまだ決まっておりますので、それについては答弁できないと思います。よろしいですか。
新風小樽の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
自民党。

○山田委員

◎市長答弁の訂正について

冒頭に、昨日の自民党の質問の中で議会をとめたのは秋元議員だという発言の訂正を求め、それを促しましたが、市長は最初に答弁したとおりのことでありました。今、各委員からの質問を精査してみると明らかに事実とは違うことが会議録に載ってしまいます。

再度市長に確認いたします。答弁の修正について私は、このことについて市長がぶれないことについては十分配慮していると思いますが、入りの問題で、いいことはいい、悪いことは悪い、そのことについて再び市長にお伺いいたします。

私としては、秋元議員に対するこの答弁の修正を求めていきたいと思いますが、イエス・ノーでお答えください。

(「イエス・ノー」と呼ぶ者あり)

(「日本語ではだめなのですか」と呼ぶ者あり)

○市長

私の考えは、昨日話をさせていただいたとおりでございます。

○山田委員

そういうことであれば、何らかのアクションも起こさざるを得ないと私は考えます。

◎参与の設置基準について

それでは、次の質問に移らせていただきます。参与についてです。

今回、第 2 回定例会から第 3 回定例会にかけて引き続き議論が行われています。整理すると、市長側から唐突に出された本市初の役職の設置根拠、また、給与基準に妥当性や公平性があるのか議論されています。

そこで、秘書課長にお聞きいたします。

今定例会で参与の設置基準を示されたことは、第 2 回定例会で議論した議会意思を尊重して提出した結果だと私は認識しているのですが、その点について秘書課長の認識をお聞かせください。

○（総務）秘書課長

秘書課の認識といたしましては、第 2 回定例会での意見、提言を踏まえ、受けまして、まず規則を定めるべき、それによって職務を明確にすべき、予算の関係、それに基づきまして補正予算を提出させていただきました。報酬額の根拠の部分に関しては、条例案という形で提出させていただきました。

この部分では、第 2 回定例会での提言等を真摯に受け止め、総務部内で協議して、このような形で提案させていただいた次第でございます。

○山田委員

そのような形で最初から提案していただければ、この第 3 回定例会もスムーズにいったのではないかと考えております。そういった意味では、やはりもう少し議会と市長部局との話し合いや事前の説明、その部分が足りなかったと考えております。

◎おたるドリームビーチについて

次に、おたるドリームビーチです。

今夏は、無事に事故、又は何らかの害を及ぼすことが起きませんでした。私的にも一安心しています。過去の経緯は経緯として現在進めていく道を、今回、市長は示されました。御答弁でも示されております。本市として今後正常な形の運営に向けての法的手段や議論、この部分では第三者を入れた協議会、また、スケジュールを早期につくる必要があると思います。今定例会で各会派が聞いています。

そこで、問題点や今後の方針、考えやスケジュールについて再度お聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

おたるドリームビーチでの正常な形の運営に向けての御質問ですが、ドリームビーチについては、まず違法建築物の除却が先決と考えておりますが、今後、正常な形の運営に向けての議論やスケジュールを検討する際には、小樽市海水浴場管理運営協議会をはじめ、近隣自治体、市民の皆様などとともに協議や意見交換を行う必要があるものと考えておりますので、状況を見ながら、このことについても適切に進めてまいりたいものと考えております。

○山田委員

一言意見ですが、今後、そのスケジュールについては議会側が早急に制度設計なりスケジュールの検討なりを進めるということには、たぶんならないと思います。丁寧に時間をかけて市民に、また、議会が納得できるようなスケジュール、また、制度設計をお願いしたいと思います。そのことについていかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの御質問についても、代表質問でも答弁してはいますが、時間はかかるかもしれませんが、その点についてはしっかり協議、検討する際には、皆さんの意見を取り入れながら行っていきたいものと考えております。

○山田委員

よろしくお聞きいたします。

◎小樽商工会議所との連携について

次に、第 2 回定例会で我が党の酒井隆行議員が質問しておりました小樽商工会議所との連携についてお聞きしたいと思います。

7 月 1 日の新聞記事では、商工会議所山本会頭が通常議員総会で挨拶をした中で森井市長について産業政策面で私どもの考えと差があること。それから今後の市政全般について私どもの考え方をできるだけ話し、それを受け入れ、いろいろな政策に反映していただきたいと異例の注文をつけたとしております。

初めに、秘書課長にお聞きします。

このときはどのような要件で伺ったのか、それと話された方々、どのような方が出席されたのか、わかる範囲でお聞かせ願えますか。

○(総務) 秘書課長

大変申しわけございません。秘書課としては存じ上げてございません。

○山田委員

それでは、産業港湾部でもいいです。この点、商工会議所ですから、一緒に同行された方もいらっしゃるかもしれませんが、わかる方がいらっしゃったら、答弁願います。

○産業港湾部次長

産業港湾部としましては、同席はしておりません。

○山田委員

それでは、市長にお伺いします。どのような要件で伺い、どのような方々と話し、このような会頭の言葉になったのか、お聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

この仕事に就任させていただき、商工会議所に対して就任後の挨拶として伺わせていただいたということがございます。

○山田委員

就任当初の話ですから、大分記憶が薄れているとは思いますが、山本会頭と 1 対 1 でお会いになったということによろしいですか。

○市長

そのとおりでございます。

○山田委員

就任当初ですからなかなか産業政策面でお考えが示されていない、その点で会頭がこのような差があるということで新聞にも載っております。

それでは、現在、市長はいろいろ公務をこなしておりますが、どういう点が商工会議所との差があるとお考えなのか、その点をお聞かせください。

○市長

恐縮ですが、それは会頭の認識だというふうに思っておりますので、それについてははかりかねるところがございます。

○山田委員

今、会頭の考えだということで、ここに商工会議所の平成 27 年度の方針が載っております。いろいろ市の施策でもクロスオーバーしている部分があります。そういった点では、私は再度山本会頭とお会いになって協力体制を十分構築していくことが市長としての責務だと考えます。

そういう点で、まず市長にはお聞きしませんが、具体的に現在、商工会議所と協力体制を構築している具体的な例をお聞かせ願いたいと思います。

○(産業港湾) 産業振興課長

商工会議所の協力体制についてお答えします。

今年度も引き続き商店街空き店舗調査業務、融資あっせん業務を委託しており、打合せや意見交換なども適宜実施しております。また、商工会議所が実施する経済動向調査事業、小規模事業指導事業についてもその結果の報告や提供を受け、市の事業実施においても非常に役立っております。また、先ごろ実施されましたプレミアム商品券事業や 8 月から開始された創業支援事業における創業者への指導から補助金申請の一連の手続における事業連携、また、スーパーマーケット・トレードショーへの出展事業など各種の連携実施事業においても、従前同様の協力体制を維持し、引き続き事業実施を進めております。

○山田委員

ここに商工会議所の平成27年度の事業計画、基本的な考え、約7ページに載っております。こういった部分では市の施策を推し進めるためには、やはり商工会議所との連携、これが重要ということで、今あらあら施策を説明していただきました。

最後に、市長、いかがでしょうか。市の方向性を示していただき、協力体制を十分強くつくっていただきたいと思うのですが、やはりそのためには、もう一度会頭と話され、市長の考えなりを示す場が必要と私は考えています。そういう点で、会頭と積極的に意見交換されることを望みますが、そのことについてお聞きして私の質問は終わります。

○市長

さまざまな会等で御一緒させていただく機会もあり、そのように挨拶させていただいたときほどに言葉を交わす機会というのは少ないかもしれませんが、そのような会で当然政策についての話をさせていただきますし、当然、商工会議所の会頭としても話をされている。それについては私自身も聞いております。その中で、協力体制をお互いに考えながら、取り組んでいるのは今までもそのように行っておりますので、今後においても引き続き同じように取り組んでいくということでございます。

○山田委員

私の感じたことは、やはり市長のビジョンが明確にされていないことが第一点かと思っておりますので、今の言葉、間違いないように商工会議所、また、本市も優秀な人材がそろっておりますので、力を合わせて市政の邁進に努力していただきたいと思います。

○中村（吉宏）委員

◎まちなか観光にぎわいづくりの調査事業費について

まず、まちなか観光にぎわいづくりの調査事業費について、議案第1号の補正予算に計上されているものですが、これについては、先ほど公明党の千葉委員からいろいろと質問がありまして、明確になったところではあります。これについて何点か質問いたします。

先ほど運河プラザの機能として動線づくりの拠点であるという拠点性について何点かありましたけれども、現状、小樽市の観光の動線という意味でどのようにお考えなのか、しっかりしているのかしていないのか、問題があるのかないのか、そのあたりをお答えいただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

現在の動線についてどうなのかということですが、それを調査するために先ほど千葉委員への答弁で申し上げたとおりいろいろな形での調査研究を進めて、それを深く掘り下げていきたいと思っております。十分であるかどうかはこの場ではお答えできませんが、調査を踏まえて、また検証してまいりたいと思っております。

○中村（吉宏）委員

こういう調査を行う際、見えて不十分なところが多々あると思います。結構分断されていたり、観光名所的なところが飛び飛びになっていたりとところがあり、また、観光客の流れがどう歩いているのか、観光客の皆さま

んが迷われるというようなシーンも見受けられますので、ここについてはまずしっかり把握をしなければならない課題であると私も認識しております。

それから、1次産業、2次産業の発信拠点としての機能を運河プラザは持っているということがあると思いますが、そこで今、改善をしなければならない点として物販、こういったところをPRする拠点にするということだと思うのですが、今、この運河プラザにある物販等を含めた什器の現状というのは、どのように把握されていらっしゃいますか。

○産業港湾部次長

今、運河プラザの物販については、2番庫でやっておりますけれども、什器につきましては、冷蔵ケースが1台故障している状況であります。また、ほかの商品を置いている什器が再利用で段々になっていることによって、要は面積をとっていると。そういったものをもう少し幅を段々でないものにしまして、人通りといいますか、人が流れるような、そういうことも踏まえた形の中で新たな什器の整備をしていきたいというふうに考えてはおります。

○中村（吉宏）委員

観光の一つ拠点となるような状況では、観光都市小樽としても嘆かわしい状況かと私も思うところありますので、こういったところの整備にはぜひ重点を置いていただきたいと、この議案についてもしっかり取り組んでいただきたいという感想を持っているところであります。

◎市道東通線について

次の質問ですが、市道東通線について伺います。

本日、建設部に小樽市地番図を資料請求させていただいておりますが、この図面の中で太線になっている箇所が市の所有する土地になります。この太枠の中の部分で民家が建っている部分にかかる市の所有地があります。この土地の一部に関して、以前、財政部から売却の申出がありました。この民地にお住まいの方たちが複数件数あるのですけれども、相談し、いろいろ調整して購入する方向にいたところ財政部から、都市計画道路にかかる部分なので、やはり売却できないということで、皆さん売ってもらえるものだと思っていたところ売ってもらえなくなったという話になっているとのことです。この点について確認されているか、まずお答えください。

○（財政）契約管財課長

ただいま委員からお話がありました土地につきましては、契約管財課の普通財産ということで、契約管財課の所管になっております。購入希望があった場合につきましては、資料の図面にありますように、市道に接している土地につきましては、都市計画課と連携をとりまして、都市計画道路の区域内かどうか確認をとっております。該当する場合は、売却を行わないということで取り扱っているところです。

○中村（吉宏）委員

この土地に関しては、都市計画道路の土地として指定があるということですか。

○（財政）契約管財課長

都市計画課に確認をとりましたが、間違いありません。

○中村（吉宏）委員

ごらんになっていただけるように、民有地と市有地が混在した中に家が建っていると。この方たちは市の所有地に関しては、現在、賃料を払って使用しているということですが、彼らの希望としますと、この土地を何とか購入をして、自分の土地にしたい。高齢化が進んでいる中で、後の世代に引き渡していく、相続等のことを考えると、このままの状況よりすっきりした形にしたいという希望を持っているのですが、実現することは可能でしょうか。

○（建設）都市計画課長

都市計画道路のかかっている区域につきましては、建築の制限ですとか事業の実施を前提しました制約等も行ってございますことから、売却することは好ましいことではないというふうに考えてございます。

○中村（吉宏）委員

今、問題としているこの土地につきましては、直近で道路の拡幅ですとか、都市計画にのっとった作業を行う予定はあるのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

現在におきましては、整備の計画はない状態となっております。

○中村（吉宏）委員

現在のところはないということですが、ちなみに少し難しいと思いますが、今のところ、予定としまして、5年後、10年後に向けてはどうでしょう、発生しそうですね。

○（建設）都市計画課長

5年とか10年とか、そういうスパンでは現在のところはっきりしたことは申し上げられません。大変申しわけございません。

○中村（吉宏）委員

先日も小樽市総合戦略の状況等が出てきておまして、人口動態等の調査も進んでいる中、これからのところだと、大幅に人口増が見込める状況ではないと思います。また、道路の拡幅につきましても、私が聞いている限りでは、特にこのあたりの方から早急に整備を進めるべきだという声も今のところ上がっていないようですが、こういった小樽の全体像といいますか、方向性とそれから付近住民の方から拡幅を求めるといった声があればあわせてお答えください。

○（建設）都市計画課長

都市計画道路については、もとより長期的視点から必要性を位置づけているものでございますが、その施行に際しましては財政上の制約などもございますことから、その都度、都市全体に対する優先度などを見定めながら進めざるを得ないという性格のものであり、整備には一般的に長期間を要するものでございます。しかしながら、長期にわたりまして未整備という路線があることにつきましては、課題と意識しているところでございまして、都市計画道路が整備されないためにいろいろな問題が起きていることも考えられますことから、今後、現地の状況を把握、整理してまいりたいというふうに考えてございます。

それと、地先からの要望等につきましては、都市計画課ではわかれば受ける形にはしておりますけれども、現在のところはこちらの路線については上がってきておりません。

○中村（吉宏）委員

まだこういった未整備道路が二十数か所あるという情報も入っておりますので、こちらの対応、市民の方からの意見もいただきながら対応していただければと思います。

◎成人の歯科保健について

次に、成人の歯科保健について、これも一般質問で伺いました。

答弁の中では、現在、小樽市では、歯周病セルフチェックリストというものの普及に取り組んでいらっしゃるということでもあります。先日の報道等では、お口の不健康というのは病気のもとだということで、いろいろ書かれておまして、特に成人の方は歯周病の方が多いと思うのですが、こういった病気等のかかわりもありますということ、さらに歯周病はいろいろな病気を誘発するという危険性もあるということ、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、高齢者が健康を維持するためにいろいろ施策をしていきたいという中で、答弁いただいたチェックリストだけなのかというのが正直な感想ですが、大人の方の健診を含めて今後の対応について、いま一度しっかり答弁をいただければと思います。

○（保健所）中村主幹

成人の歯科保健について特に歯周疾患検診につきましては、平成20年第3回定例会におきまして、自民党佐藤議

員から御質問をいただき、21年度から24年度まで試行的に保健所で実施いたしました。その結果、受診者のうち約7割の方が何らかの治療が必要な状況でありました。

このような状況から、本市といたしましては、日常のセルフケアや歯科医院におけるプロフェッショナルケアの必要性を広く市民に普及啓発することが重要であるとの判断に至っております。そのため、保健所の事業であります健康教育や、歯科医師会と共催いたしております「むし歯予防デー」や「いい歯の日」、これらのイベントなどで普及啓発を進めております。

なお、本年9月1日に開催いたしました第1回小樽市健康づくり推進ネットワーク会議におきましても、歯科医師会など関係団体にもメンバーになっていただいておりますので、その中で総合的に健康づくりを進めてまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

これについては今後も質問を続けさせていただきますが、今、歯科医師会との協力の下でという話もありましたので、ぜひ積極的に市民の皆さんの健康のために進めていただきたい事業であると思います。

◎奥沢水源地の今後の活用について

最後に奥沢水源地の問題について1点だけ質問して終わりたいと思うのですが、奥沢水源地の活用について、市では奥沢水源地保存・活用基本構想を策定して、民間の団体からも提言書が上がっていることと思います。今後の活用について、どのような調査研究を行うのかお示してください。

市内には親子が憩える環境の公園があまり多くなく、奥沢水源地が公園となれば水と触れ合える公園としては最適の環境であると思います。また、北海道新幹線開通に向けまして、仮称ですけれども、新小樽駅予定地付近の公園としても活用できると思うのですが、水すだれのライトアップ等も含めて、今後どのように進めていくのか、今後の方針についてお聞かせいただきたいと思います。水源地のファンの方もいらっしゃいますので、ぜひこの辺をしっかりと答えください。

○（建設）公園緑地課長

奥沢水源地の今後の活用についての調査研究につきましては、これまでも廃止したダムの活用事例について情報収集に努めてまいりましたが、実際ダムを廃止した事例というのがそう多くないものですから、今後につきましては、歴史的遺産ですとか、自然景観を生かした公園についての活用事例についての情報収集を行い、その整備手法も含めた形で研究を続けてまいりたいと思います。

また、水すだれ等のライトアップを含めた今後の整備方針につきましては、奥沢水源地保存活用基本構想において基本テーマとして歴史と自然の調和による市民が憩える親水空間の創出ということとなっております、ライトアップも含めたその実現に向けた具体的な方法につきましては、今後、皆様方の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

市民の皆さんもいろいろなアイデアを持っていらっしゃると思うので、ぜひ話し合いなどをしていただきながら、積極的に活用していただければと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○小貫委員

◎マイナンバー制度について

冒頭、総務課長から発言がありました議案第20号のマイナンバーについて質問いたします。

改めて答弁を聞いてみますと、道や国に照会をかけたけれども、具体的に事例がないと。しかも定められてはい

ないということが答弁にありました。具体的なことが示されていない中で制度がスタートするということへの不安があるのですけれども、市としてはどのように捉えているのか、説明をお願いします。

○（総務）津田主幹

国からの情報につきましては、今後も順次示されてくるというふうを考えております。これによって適切に対応していきたいと考えているのですが、不明な点につきましては、随時、道を通じまして国に照会をして、不安のないように対応したいと思っております。

○小貫委員

しかし、本来この条例案が提案されるときに、それらのケースというのは一定精査されているべきものだったと思います。1日目の予算特別委員会で私は、何も難しいことを聞いたわけではなく、条例案の条文について、これはどういう意味なのかと、具体的に例を示してくださいということ聞いたわけですが、条例をつくる中でそういうことは疑問を持つべき話だと思うのです。これは具体的にどういう意味なのだろうと、そういう疑問は持たなかったのかという点についてはいかがですか。

○（総務）津田主幹

結論から申し上げますと、条例制定時に具体的な疑問を持たなかったということになります。

○小貫委員

そうやって言われてしまうと、私としてはあまりしつこくやるほうではないのであれですけれども、1日目では救急車の事例が挙がりました。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条に関連する小樽市個人情報保護条例第11条の2の案文について説明があったのですが、このときは運ばれる人が個人番号カードを持っていて、この人についての情報が欲しいということがあったときに市役所が情報を提供しますということで説明を受けたのですけれども、その際、誰がその個人情報を提供してくださいと持ってくるのか。その人に対してその個人情報を提供していいという判断はどのようにするのか、その点についてはいかがですか。

○（総務）津田主幹

人命の急を要するような緊急時にそのような対応をしなければならないと。結論から申し上げますと、現時点でそのあたりのルールづくりはしておりません。その時々で実施機関において適切に判断することが必要であろうというふう考えております。

○小貫委員

その時々に応じて実施機関でということになりますけれども、例えば消防の職員が持ってくることになっているのか、病院の職員が持ってくることになっているのか、その辺は病院や消防にこういう場合はこうなさいというような通知は来ているのですか。

○（総務）津田主幹

消防とか医療機関に確認はしていないので、そういう通知が来ているかどうかということは把握しておりません。

（「両方いるのではないですか」と呼ぶ者あり）

要るかどうかについても……

（「違う、理事者がいるのではないですか」と呼ぶ者あり）

○委員長

消防と病院。

○（消防）総務課長

消防本部には通知等は来てございません。

○（病院）事務部経営企画課長

病院局にも、マイナンバー制度についての通知というのは、私の知る限りではまだ見ていないということござ

います。

○小貫委員

つまり、1 日目で意識不明の状態で緊急の治療を行う場合に個人情報の提供を市役所に求めるということですが、実際問題として病院も消防本部も知らない。そうしたら、誰がそういうことを求めてくるのですか。

○（総務）津田主幹

明確にお答えできるものがございません。人命救助を要する場合、さまざまなケースがあると思うのですが、例えば大規模災害などが起きたときには、全国から医療従事者が集まってきて、臨時の救護所ができたりなどということも考えられるものですから、あらかじめ誰がということが決めにくい部分もあるのかというふうに考えております。

○小貫委員

誰がは決めかねると。本当にその人の個人情報が必要でも医師であれば、まず来た人を治療します。個人情報がどうこうという問題の以前に、まずは運ばれた人を治療するというのが医師の責務だと思いますので、そこは個人番号カードがあるかないかにかかわらず命を助けるというのはあると思うのですが、だから、そういうことになって、でも誰が持ってきてそれが、この人が治療を受けたいからといって番号を、個人情報を教えてくださいと、そのチェック機能をどこで行うのかというのが条文と条例を見た限りではやはり不明確だし、市も、今のところよくわかっていないということではよろしいですか。

○（総務）津田主幹

結論から申し上げますと、具体的にそこまで決めてはいないということになります。

○小貫委員

それで、今は、番号制度が始まった後の話をしていますけれども、そういう今のケースにおいて、現状ではどうしているのかという問題が疑問なのですが、こういう個人情報を教えてくださいみたいなことというのは、現時点ではどうやっているのですか。

○（総務）総務課長

緊急の場合の個人情報の現状ということでございますけれども、それほど頻繁にあるものではないと思いますが、具体的な事例の一つといたしましては、例えば事故等で意識不明の状態にある方が民間の病院に運ばれたといたします。それで、その方の所持品の中に小樽市立病院の診察券等があり、その病院から小樽市立病院に問い合わせがあった場合には、最低限の情報提供はまれにしているというふうに伺っております。

○小貫委員

恐らく今後においても、そういうケースなのだと思うのです。

それで、先ほど佐々木委員もいろいろ取り上げていましたけれども、企業との関係なのですが、今朝の北海道新聞で見出しは札幌でしたけれども、通知カードの到着ということで、小樽の場合は10月中旬から11月末ではないかということが書かれていましたが、これで市内の企業の対応が間に合うのかという不安については、たぶん調べていないという答えだと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）津田主幹

通知カードの到着時期が11月末になった場合ということなのですが、各事業者が法定調書ですとか、そういうものに個人番号を記載して出すのは来年1月以降ということになりますので、そういう意味では11月末にカードが届いたとしても、間に合うのではないかと考えております。

○小貫委員

マイナンバーについて最後ですけれども、先ほど佐々木委員への答弁で、厚生年金に使うのだというくだりがありました。あれは、情報がいろいろあって、年金への接続は延期したという話があるのですが、それとは別なの

ですか。

○（総務）津田主幹

必要な書類に個人番号を記載するというのは来年 1 月から始まるのですけれども、情報連携に係るネットワークの接続については年金機構については延期するということだと認識しております。

○小貫委員

◎参与について

次に、参与についてお聞きします。

先ほど山田委員への答弁で、第 2 回定例会で規則もつくってないのに任用するとは何事だという指摘があって、議会議論を受けて規則と報酬の条例をつかったのですという答弁でしたけれども、参与が任用されてから具体的にどのような会議に出席して意見を述べてきたのか、これが除雪関係だけなのか、除雪以外も含むのか、その辺を具体的に説明してください。

○（総務）秘書課長

参与が任用されてからどのような会議にということでございますけれども、会議、打合せ等に基本的にはオブザーバーという形で参加してございます。具体的には、いわゆる会議、庁内の打合せ以外の会議の部分でございますけれども、7 月 22 日に行われた除雪懇談会、8 月 28 日には除雪業者への説明会という形になってございます。

（「除雪以外にはないということですか」と呼ぶ者あり）

一応会議という形で、外部に対しての会議は、今のところ、この除雪関係だけという形になっております。

（「庁内」と呼ぶ者あり）

（「ごめんなさい。外部も内部も区分けしないで聞いているので」と呼ぶ者あり）

いわゆる会議という形は除雪関係でございます。打合せも含めましたら、除雪に限らずオブザーバーとしての参加はございます。

○小貫委員

もう一点だけ。結局、安齋委員が出席を要望したけれども出てこれなかったという話ですけれども、参与の仕事の管理、若しくは参与の管理というのは、秘書課の仕事であると思います。だから仮に、安齋委員は優しいからあまり秘書課に詰めなかったのですけれども、参与の仕事の状況についてはしっかり秘書課で押さえて、それを議会に答弁するというのが筋だと思います。

それで、条例案を提出するには、やはりその報酬にふさわしい任務をこなしているかということが大変重要になってきます。それで、この辺は今後どのように参与が十分仕事をしたと言える実証をしていくのか、この辺はいかがですか。

○（総務）秘書課長

報酬月額にふさわしい任務の実証ということでございますけれども、例えば除排雪等であれば建設部との打合せ、アドバイス、除排雪にとどまらずアドバイスの範囲も庁内それぞれ多岐にわたってございます。この中で、私ども秘書課と連携して、アドバイザーという職務の性質上、実証証明ということはなかなか難しいと考えてはございますけれども、秘書課と各所管が連携して、秘書課にてその部分をまとめていきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

それで、共産党としては 1 日目の予算特別委員会で、設置するのはいいということを言いました。ただ、そうはいっても市民の税金を含めて任用、今後は委嘱になるわけですから、きちんと、要は今オブザーバーでの参加とかありましたけれども、それがトップダウンになってはいけません。参与というのは何も権限がないわけですから、あくまでも参与のアドバイスを受けて、それを部内で検討するという行為が必ず重要になるのですけれども、ただ、そのことによって市長のやっていることが、市政が前進したということが市民にわからなければ、やはり税金を投

入するという事にはならないと思いますので、その辺についてはしっかりとやっていただきたいと思います。

◎公共施設等総合管理計画の策定について

次に、議案第 1 号の公共施設等総合管理計画の策定に関連してお伺いいたしますが、総合管理計画を策定するに当たって国が示した指針には、「平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され」とあって、地方公共団体においてはインフラ長寿命化計画を策定することと記載されていますが、小樽市におけるインフラ長寿命化計画への対応状況を説明してください。

○（財政）渡部主幹

小樽市におけるインフラ長寿命化計画の対応状況についてでございますが、今、委員がおっしゃった平成25年のインフラ長寿命化基本計画の中で、「地方公共団体の各機関は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定する」とあります。その後、26年4月に総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が出されまして、その中でこのインフラ長寿命化基本計画におけるインフラ長寿命化計画、行動計画を策定することが記載されておりますが、この総合管理計画がこれに該当するものであるということで記載されておまして、そのことを受けて今定例会に補正予算を上程させていただき、28年度中の策定に向けて取り組んでいるところでございます。

○小貫委員

平成25年に国が長寿命化基本計画を策定した後にそれを地方自治体でつくれと言われてけれども、その後でもう少し公共施設全般でやりなさいということでインフラ長寿命化以外にも今回やることになったのだということだと思いますが、それでこの長寿命化計画というものが市で策定しているもの、手をつけているものについてどのようなものがあるか、説明してください。

○（財政）渡部主幹

各部局にまたがりますので、私からまとめて説明させていただきますが、市で策定しております長寿命化計画につきましては、現在、道路、橋梁、公園、市営住宅、下水道の計画を策定しておまして、河川につきましては、策定の必要性も含めて、今後、検討するというふうに関いてございます。

○小貫委員

今いろいろ長寿命化計画ができていたものがありましたが、逆にできていないものは何になるのですか。

○（財政）渡部主幹

今、答弁しました河川については策定の必要性も含めて、今後、検討するというふうに関いてございます。

○小貫委員

それで、公共施設等総合管理計画をつくるときに、これらの長寿命化計画の位置づけというのはどのようなものになるのでしょうか。

○（財政）渡部主幹

これから策定いたします総合管理計画につきましては、既に策定済みの長寿命化計画の上位に位置づけられることとなります。ただ、今後、計画策定するに当たって施設類型ごとの基本的な方針を決める際には、今、策定済みの長寿命化計画との整合性に留意する必要があるものと認識してございます。

○小貫委員

それで、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針では、総合管理計画の策定に当たっては、インフラ長寿命化基本計画も参考にされるようお願いいたしますとありますが、小樽市の場合、どのような部分を参考にしているのか、この辺はいかがですか。

○（財政）渡部主幹

どのような部分を参考にするというお尋ねですけれども、例えばですが、インフラ長寿命化基本計画の中で基本的な考え方という部分がございますけれども、その中でメンテナンスサイクルの構築などの安全・安心の確保の考え方、あるいはまた予防保全型維持・管理の導入などの中・長期的な視点に立ったコスト管理についての考え方などが示されておりまして、今後の総合管理計画に当たって、その指針の中でもそれらに対応する安全確保の実施方針、あるいは、長寿命化の実施方針などを記載するよう指針の中で示されておりますので、そういった部分を参考にしながら計画策定を進めていくことになるかと考えておりますけれども、先ほどの経過で説明したとおり、インフラ長寿命化基本計画があり、その後に行動計画のインフラ長寿命化計画をつくるということが示され、その後、総務省からこの総合管理計画がその行動計画に当たるということになってございますので、指針についても当然インフラ長寿命化基本計画の内容を網羅した指針になっていると思いますので、その総務省の示された指針に沿って計画をつくるということは、当然のことながらインフラの長寿命化基本計画も参考にしつつつくっていくことになるかと考えてございます。

○小貫委員

今聞いていると、いくつもの長寿命化計画がもう既にありますと。ないのは河川ぐらいですと。たぶん市民会館などもないと思いますけれども、これだけで、その上に総合管理計画があって、そうしたら委託に出さなければつけないようなものなのかというのが今回疑問になるのですが、もうほとんどの計画はできていて、あとはほんの一部だと。それに1,700万円かけるということですが、これについてはいかがですか。

○（財政）渡部主幹

今回、策定する公共施設等総合管理計画につきましては、その中で先ほど言った個別の長寿命化計画をつくるというわけではなく、これまで各自治体それぞれそうだったと思いますけれども、それぞれの所管がインフラあるいは公共施設について管理してきたところでありますが、それらの公共、箱物も含めてつくったのが大体高度成長期につくった。それが一斉に更新時期を迎えるに当たって、公共施設等、いわゆる箱物とインフラも含めて全体を把握して長期的な視点を持って、その総合的な管理に関する計画を策定するというのが今回の総合管理計画になってございます。

その委託につきましては、今説明したとおり、大体この総合管理計画策定するに当たっては、他都市の事例などを見ますと、2年ぐらいかけて策定しているところが多いのですが、私どもはこれから、もし議決いただければかかるとなれば1年半という短い時間で策定しなければならないということが一つございますが、委託の必要性については、今回の総合管理計画については人口ですとか財政、維持管理費の推計をまずして、現状把握をし、それに対して分析をするほかに、公共施設カルテの策定であったり、庁内検討委員会の運営であったり、あるいは職員研修、それから市民の意見を集約するための市民アンケートの調査の設計、分析、そういったものを専門的な知識あるいはノウハウを持って今回は同種の計画の策定実績を持つということでコンサルに業務委託しようと考えてございますので、そういったことを業務委託することで、この1年半という短い期間で円滑に計画が策定できて、また、この総合管理計画をつくった後には個別施設計画という、先ほどの長寿命化計画とは別に建物の計画も国では平成32年までにつくるようにと言われておりますので、そういったその後の個別計画をスムーズにやっていけるようにという判断から、今回、委託が必要だということで予算計上させていただいたところでございます。

○小貫委員

そうしたら、個別の計画は今後また別な話であって、箱物というか、学校ももう統廃合計画ができていて、人口推計だとかそういうのも大体終わっていると。人口対策会議で今後の人口の動向についても分析していると。財政についてもきちんと毎年5か年の収支見通しをつけることになっていると。このような状態の中で、今いろいろ調査分析だとかいうのがありましたけれども、本当に1,700万円必要なのかというところは、私はきちんと検討が必要

だと思うのです。実際どれだけの長寿命化計画が手元に寄せられて、それで新たにコンサルがどれだけ調査しなければいけないのかということについても、今の小樽市の人的力からいったら、確かに委託という話になるのだとは思いますが、ただ委託を出すにしても、きちんと整合性のとれる委託費として計上すべきではないかと思うのですが、この辺は妥当な線だということでもよろしいのでしょうか。

○（財政）渡部主幹

今回の予算計上に当たりましては、参考見積りという形で業者からもっておりますし、他都市の事例を見ても、恐らくまちの規模や公共施設の数でさまざまだとは思いますが、大体 1 年間で 1,000 万円、2 年間で 2,000 万円という委託金額で実施しているのが多数見受けられますので、今回の予算額につきましても、1 年半という期間を考えれば、妥当な金額だというふうに考えてございます。

○小貫委員

この指針の中に、問題は全庁的な体制をつくるかどうかのような表現があるわけですが、これについて小樽市の場合どのように具体化されていくのか示してください。

○（財政）渡部主幹

全庁的な取組の体制につきましては、まず今回 6 月の人事異動におきまして、私ども契約管財課内に専任部署である公共施設グループを立ち上げたところです。今後、計画策定するに当たりまして、名称などはまだ具体的に考えてございませんけれども、施設を所管する部長職を中心に庁内の検討会議あるいは課長職を中心とした庁内連絡会議などを立ち上げて、全庁的な取組体制を構築し、情報の共有ですとか、そういった部分を図っていきたいというふうに考えてございます。

○小貫委員

この質問を先ほどの委託についての質問の前にすればよかったと思うのですが、要はそのように全庁的にみんなで情報共有するということであれば、自分たちでつくったほうがよろしいのではないかと思うのですが、いいです。

それで、P F I についてですが、結局この公共施設等総合管理計画の中で、要は P F I の推進というのがうたわれているわけですが、この総合管理計画における P F I の位置づけについて小樽市としてどのようにしていくのか、説明してください。

○（財政）渡部主幹

小樽市の総合管理計画における P F I の位置づけでございますけれども、今回、総務省から示されました公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の中に留意事項がございまして、その中に P P P あるいは P F I の活用について記載されております。公共施設の更新などに際しましては、民間の技術、ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、総合管理計画の検討に当たっては積極的な活用を検討されたいということで示されてございますので、その考え方について総合管理計画の中で方針を記載することになるというふうに考えてございます。

○小貫委員

P F I の位置づけが、ただ、これは書き込むけれども、検討課題だということで破綻しているケースが多いので、総合管理計画の検討に当たっては、ストレートに言えば活用しないようお願いしたいと思います。

◎除排雪改善に向けての雪対策課長の発言の表現について

最後に 1 点、雪対策課長の発言で気になった点がありまして、質問というか、お話ししますが、雪対策課長は、除排雪改善に向けて今年が第一歩だという表現が使われましたが、この表現は正確ではないと思うのです。過去の雪対策課長も毎年、除排雪の改善に向けて努力なさってきたはずなのです。言うならば、除排雪改善に向けて森井市政の下で今年が第一歩だという一言が抜けていると。本当に過去頑張ってきた人に対して誤解を与えかね

ない表現だと思いますので、これについてはいかがでしょうか。

○建設部片山副参事

今、第一歩という表現でございますけれども、今、委員おっしゃられたとおり、今年市長がかわりまして、その公約実現に向けての第一歩という意味で使わせていただいたものでございます。

また、除排雪の改善につきましては、今後、今までも含めてですけれども、継続的に計画、P D C A サイクルにおいて改善に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

(「訂正されればいいです」と呼ぶ者あり)

○委員長

共産党の質疑を終結し、意見調整のため、これより暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 22 分

再開 午後 6 時 13 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「委員長、動議を提出します」と呼ぶ者あり)

○委員長

中村吉宏委員。

○中村(吉宏)委員

市長の委員会答弁の修正と謝罪を求める動議を提出いたします。

○委員長

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

○中村(吉宏)委員

市長の委員会答弁の修正と謝罪を求める動議について、提案趣旨の説明を行います。

今定例会の予算特別委員会の日程は当初 9 月 10 日から 14 日までの予定でありましたが、今日は既に 16 日です。どうして審議が 2 日も延びたのか。皆様御承知のとおり、9 月 11 日、14 日、15 日と 3 日間も委員会が空転し、とりわけ 11 日と 14 日に至っては審議を続行することができなかつたからであります。

問題となるのは、その原因であります。昨日の我が会派の酒井隆行議員からの質問でも明らかになったとおり、空転に至るほど長い時間を要したのは、市長が不確実な答弁を繰り返したことや、特に一度は削除したはずの発言を再度肯定的に用いたことなどにより、市長の発言が委員会の紛糾を招き、その発言の調整のため、長時間の休憩に入ったことが直接の原因であります。

市長からは納得のできる答弁や一切の謝罪もありませんでしたが、各委員はまずもって市民のために議論を進めるべきとの考えから、議会側が大幅な譲歩を行うことで、昨日、委員会を再開し、ようやく本日、委員会採決を行うことができるまでに至ったところであります。

当委員会では、何よりも市長が提出された議案を審議することが目的であります。しかしながら、当事者である市長が真摯な議論に応じないため委員会がストップしたのであり、さらにその原因を秋元議員のせいにしていただいております。このようなことが続けば、市長に対する我々議員の信頼はますます失われ、円滑な市政運営にも支障を来すことになりかねません。このような事態を防ぐには、市長自身が謙虚に事実を認めていただく必要があります。

よって、市長においては、御自身が不確実な答弁を繰り返したことにより委員会審議が混乱し、空転を招いた原

因は秋元議員にあるのではなく、御自身の発言にあることを強く自覚し、反省を行っていただく中で、御自身の勝手な思い込みで再三にわたり秋元議員の名前を出し、批判したことに對して、そして委員会を長期にわたり空転させたことについて強く謝罪を求めるものであります。

以上、動議提出に当たっての趣旨説明といたします。

○委員長

質疑、討論を省略し、これより直ちに採決いたします。

本動議を可決とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、本動議は可決と決しました。

ただいま動議が可決されましたので、市長から発言を求めます。

○市長

コメントはございません。

(「市長、反省しないのですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

それでは次に、安斎委員ほか3名から別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者から、趣旨の説明を求めます。

○山田委員

第3回定例会議案第1号修正案について、提出者を代表し、趣旨説明をいたします。

修正内容について、歳出については総務費を283万8,000円減額するものであり、内訳として一般管理費、嘱託報酬(参与)6月から9月分113万円及び参与報酬10月から来年3月分、交通費合わせて170万8,000円、合計283万8,000円を歳出から減額し、それに伴い、歳入の財政調整基金繰入金と同額減額するものであります。

修正理由は、森井市長は、議会に十分な説明もないままに、平成27年6月10日から指揮命令の権限もなく重責を担っているとは言いがたい身分でありながら、月額30万円という多額な報酬で、地方公務員法の非常勤の嘱託員、市長のアドバイザーとして参与を任用いたしました。

さきの第2回定例会における職務内容の説明については、本市における事務事業及び行政体制をより効果的かつ効率的なものとするための行政の醸成を図ること、市長の公約実現に向けてアドバイスをを行うこと、地域における住民、団体等の連携及び調整に関することとありましたが、職務内容はかなり副市長の職務に近く、しかしながら、勤務形態は週29時間以内で8時50分から15時30分という中途半端なもので、その任用に関する決裁の過程も不透明なものであります。

この参与任用については、以前、参与が市長の後援会の幹事長代行であった事実に照らすと、市長の選挙公約で最も忌み嫌ったフレーズである、しがらみそのものであります。報酬根拠も小樽市の外国語指導助手からと意味不明なもので、先に月額報酬30万円ありきの強引なこじつけ答弁にはあきれているところであります。

市長は、議会議決を必要としない嘱託員という身分の任用で、流用という手法を駆使し、任用し続けましたが、今定例会にはさすがに現状では予算の件もあり厳しいと感じたのか、議会に対しては参与に関する取扱いについてと題して、参与の位置づけの変更と小樽市参与設置規則の制定を報告いたしました。また、小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部改正案を出されました。小樽市参与設置規則には、服務として「市の施策及び事業をより効果的かつ効率的に実施するため、市長及びその補助機関の意見の求めに応じ必要な調査及び助言をすること」「市長及びその補助機関の求めに応じ会議等に出席し、必要に応じ市長の意向を踏まえた意見の陳情等により該当補助機関を補助すること」「市政全般について市長に意見を具申すること」と規定されました。まさに前回の嘱託員の

ときの提示を凌駕した副市長同等の職務内容であります。

また、今回の報酬改定根拠についても、再任用国家公務員の給与月額などを参考にするなど、もっと身近で低額な報酬例がある中、やはり前回と同じように先に月額報酬ありきとしか感じられない整合性に欠けた提案でありました。

我々は参与に副市長のかわりを求めているのではなく、アドバイスが欲しいなら、しがらみと誤解されないように市からの報酬を伴う参与等ではなく、市長の私的なアドバイザーにとどめる活用をすべきと考えます。

参与そのものの立場も報酬根拠も仕事内容も曖昧で、その上しがらみまみれということで、6月10日の任用時点までさかのぼり、認めるわけにはいきません。

同様の理由で、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案につきましても否決いたします。

本修正案が可決された暁には参与の存在は否定されたこととなりますので、森井市長は当然、議会意思を尊重し、参与の任用を即刻やめ、よもや流用などという手段を駆使し、参与を任用し続けることのないようにともに申し添え、修正案の趣旨説明といたします。

○委員長

これより、本修正案に対する質疑に入ります。

○小貫委員

ただいまの修正案に対して質疑を行います。

修正案を見ますと、参与を退職させるということになるということでしょうか。それについてまずお答えいただきたいのと、あと報酬についてですけれども、任用されている分の6月から9月分の報酬についてはどうするのか。返金を求めているのか、この件についてお答えいただきたいと思います。

○山田委員

1番目の質問、参与の任用については、報酬が6月から削除されている部分、我々の考えとしては即刻やめていただきたいと考えております。

また、2番目の参与の報酬について6月から9月分の報酬はどうするのか、返金もどうするのかと、そういう質問でありました。予備費からの充用等により我々は措置していただきたいと考えております。

○小貫委員

今、山田委員はやめていただきたいという答弁を行いました。議会が市の職員に対してやめていただきたいということは、どの法律で言えるのでしょうか。

まず、それが第1点と、議会として任用人事に対して踏み込んできた過去の事例をたぶん調べていると思います。そうでなければこのようなことを出せませんので、それについて説明してください。

○山田委員

まず、我々の議会から直ちにおやめいただきたいという法律の根拠についてはありません。そのように考えていると述べただけです。

それからもう一点……

(「それでどうするのですか、具体的に言うと」と呼ぶ者あり)

○委員長

法律の根拠はないと。

○山田委員

ないと思います。

(「それでどうするのですか」と呼ぶ者あり)

○委員長

次に、4 番目について。

(「希望だ、希望」と呼ぶ者あり)

過去の任用人事について……

(「こうした事例が何かあるかと」呼ぶ者あり)

こうした事例があるか。

(「そういう発言をしたけれども」と呼ぶ者あり)

○山田委員

事例については我々はつかんでおりません。

○小貫委員

結局、職員の任用に対して、これは参与という問題ではないのです。問題は、職員の任用に対して議会が口を出すという話なのです。本来であれば、民主党が市職労の立場から、こんなものは問題だということできっぱり突っぱねなければいけない問題なのですよ、佐々木委員。いいですか。

それで、要は既に任用されている職員について市長に解雇を迫る、こういうことでよろしいのですね。

○山田委員

そのことについては市長が判断するべきであり、我々はおやめいただきたいと考えております。そのことにぶれはございません。

(「答えていないよ、それは。解雇を迫るのかと、市長に対して」と呼ぶ者あり)

それは市長に任用の権利や責任がある以上、何らかの手だては市長がお考えするべきだと我々は考えています。

(「その何らかの手だては何なのですかと聞いているのですよ」と呼ぶ者あり)

答弁は同じです。

○小貫委員

市長に対して、先ほど決議を上げたでしょう。理由の中には入っていなかったけれども、結局何度言っても同じ答弁しか返ってこないよ。それが信頼関係を損ねているのだと、自分でそういう表明をしているのですよ。きちんと答えてください。

○山田委員

小貫委員のそういう御質問でしたが、我々も法律上この任用の権利についてはあくまでも市長が御判断するべきであり、我々の意思としては、そういう形で参与の規定に対して納得のできる説明もないし、我々としては、参与の任用の基準やそういう部分が曖昧だということです。それに対して市長からは正確な答弁もない、第 2 回定例会から第 3 回定例会にかけて、そういう参与という職域をまた出してきたと。こういうことに対して我々としては全く信頼できない。そういったことで我々は考えているということです。

(「いや、考えているのは自由」と呼ぶ者あり)

○小貫委員

それで、よろしいですか。先ほど、参与の任用根拠は曖昧だと言いましたが、先ほど自分で議会として職員に退職を迫る法的根拠はないと答えているのです。そういうことを自分で提案しておいて、任用について曖昧だといふのであれば、失職を迫る理由も曖昧ではないですか。その辺はどうなのですか。ですから、これは、先ほど言ったように、参与の問題だけではないのです。職員に対して議会が退職を迫るといふ行為はいいのかという問題なのです。山田委員。

○山田委員

小貫委員に答弁いたしますが、あくまでも、繰り返しになりますが、任用の部分では市長に任用の権利や責任が

あります。ですから、我々としてはそういう考えでおりますが、市長の立場的にはいろいろな手だてがあると私は考えております。こういった意味では我々がいくら退職を迫ろうとしても、こういう結果には至らないと我々は考えております。

(「至らない」と呼ぶ者あり)

○委員長

どういう。

(「いいのかい、それで」と呼ぶ者あり)

少々、答えが。

(「要は退職を迫るということですよ」と呼ぶ者あり)

(「違うでしょう」と呼ぶ者あり)

(「いや、違うと思うな」と呼ぶ者あり)

(「だって削除、予算削除してるのだから」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

既に予算流用で3月までの予算が決められているので、我々の今回の修正案としては、6月から9月分の流用分を補填したいという市長の提案を税金でやるのはおかしいと言っていることで、退職を迫っているわけではございません。

さらに10月から3月分は、特別職として市長が人事権の下に議会議決事項として提案しているので、我々としては、その議決事項については法的根拠等ではなく、市長の説明が不十分であり、そして報酬の算定根拠が曖昧なので、これについては同意しかねるということで提案しておりますので、市職員を退職させるといったものの類いではございませんので、質疑を打ち切りにしていただきたいと思います。

(「もうやめるけれども、安齋さん、さっき自分の質問で、やめさせるべきではないかという質問をしているのですよ。今の答弁と一致しないですよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

そうですね。

(「いいのですか、そういう提案を議会として上げて。まあ、いいです」と呼ぶ者あり)

少しお待ちください。即刻やめさせていただきたいということ……

(「参与の任用については」と呼ぶ者あり)

が1番目にありました、参与の任用について。それについて安齋委員から、職員の退職を迫っているわけではないと。

(「どっちなのだ」と呼ぶ者あり)

予算の流用をしているので同意しかねるということではありますが……

(「提案がさっきと一致していません」と呼ぶ者あり)

これはどのように判断するのか、この件について。

(「だから、この件に絞っての議論で、間口を広げていくと、これはあんた、大変な話になる」と呼ぶ者あり)

これについていかがですか。

○安齋委員

嘱託員の職員の任用等について我々は提案しているわけではございませんので、質問と答弁が全くかみ合いませんから、今後、別の場で議論するべきだと思いますので、このまま採決に移っていただきたいと思います。

○委員長

よろしいですか。小貫委員、何かありませんか。

○小貫委員

いいですよ、これ以上は。

○委員長

よろしいですか。

それでは、以上をもって修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号小樽市一般会計補正予算、議案第 1 号修正案、議案第 20 号小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例案、議案第 21 号小樽市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する条例案、議案第 23 号小樽市税条例等の一部を改正する条例案、議案第 24 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案は否決、議案第 22 号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償の一部を改正する条例案については可決を主張して討論を行います。

最初に、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 23 号及び議案第 24 号についてです。

マイナンバー制度は成り済まし被害や情報流出の危険性が強いものです。委員会審議の中でも、財源についても具体的事例についても明確でないことが明らかになりました。そのような曖昧な対応で始められては、一層、情報流出の危険性が増すばかりです。

次に、議案第 1 号修正案についてです。

否決の理由は、先ほど述べたマイナンバー制度の事業費が含まれる点であります。

また、修正案については、さらに参与の報酬を全て削る内容となっております。議案第 22 号とも関係しますが、参与の問題は最初に丁寧な合意形成がなかったことが最大の問題です。森井市長にとって政策アドバイザーが必要なことはわかります。ですから、きちんと働いてもらうことが何よりだと思います。そして、委員会でも述べましたが、庁内での議論を重視し、ほかの職員とも政策を練り上げていくことだと思います。

以上、討論といたします。

○中村（吉宏）委員

自由民主党を代表し、議案第 1 号平成 27 年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案に賛成の立場で討論を行います。

詳しくは本会議で行いますが、さきの第 2 回定例会において、市長が独断で新しい嘱託員の参与の職を設置した根拠や、その手続について質疑がありました。しかし、副市長との職務の違いなど明確な答弁はありませんでした。

また、今回の参与に関する議案の内容、そして 9 月 2 日の本会議における議会に対する誠実さのない提案説明や予算特別委員会での議論を通して、その議論は深まるどころか、市長の独断性と議会軽視ということしか理解できませんでした。

我々は、そもそも現行の職務内容を担う参与という存在の必要性を認めていません。よって、財政上、次年度以降も厳しい状況の小樽市において必要な予算と判断することはできず、議会において明確な理由等の説明、答弁がなされなかったことに鑑み、修正案に賛成するものであります。

全会派に賛同を呼びかけ、討論といたします。

○千葉委員

公明党を代表し、議案第 1 号平成 27 年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案は可決、修正部分を除く原案については可決、議案第 22 号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決を求めて討論を

行います。

本年 6 月 10 日、市長は、みずからの後援会の幹事長代行であった者を、議会への報告も条例や規則の制定もないまま、突然、市の嘱託員として任用いたしました。この嘱託員である参与に対して、このたび 6 月から 9 月までの嘱託員報酬 113 万円の補正予算が計上されております。しかし、この嘱託員である参与に対しては、本来、補正予算措置をした上で任用すべきところ、予算措置がないまま市の臨時職員に支払うべき予算から流用して、各会派からのたび重なる議会質問にもかかわらず、その算定根拠さえ明確にしないまま、月額 30 万円という不当に高額な報酬が支払われております。さらに、任用手続における議案の代決、議案書類への決裁後の加筆など、信じがたいほどの瑕疵があることが議会審議の過程で明らかになっております。

以上、極めて不適切と思われる本件公金の支出は認めることができません。

なお、流用されて不足となった臨時職員に支払われるべき予算額の補填は、与えられた市長の責任において措置すべきものと考えます。

また、本年 10 月以降明年 3 月 31 日まで同参与を再任用、国家公務員管区機関課長補佐級の給料月額などを参考として報酬月額 27 万 7,000 円で委嘱するとして、170 万 8,000 円が補正計上されております。もともと論功行賞の疑わしい恣意的な任用であり、同一人を非常勤の参与として改めて委嘱しても、その疑いが解消される理由にはならないと考えます。

今回、示された参与設置規則の資料では、「参与は、市の施策及び事業をより効果的かつ効率的に実施するため、市長及び職員の求めに応じて調査、助言を行うこと」とされ、また、我が党の松田議員への答弁では、除雪の改善は公約の中でも重要な項目の一つだが、専門分野の土木行政のみならず市政全般についてかかわるアドバイザーという位置づけと説明されております。「職務の執行に必要と認める専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する」とされていますが、これでは副市長から権限を外して非常勤にただけと言われても仕方ありません。恣意的な論功行賞の人事の隠れみににされる今回の参与設置は、到底認めることはできません。

以上の理由から、議案第 1 号平成 27 年度小樽市一般会計補正予算に対する修正案は可決、修正部分を除く原案については可決、議案第 22 号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決の態度を表明し、各会派の賛同を呼びかけて討論いたします。

○佐々木委員

平成 27 年度小樽市一般会計補正予算修正案は可決、そして小樽市報酬、費用弁償条例及び実費弁償条例の一部修正案は否決の立場で討論いたします。

参与の報酬はどう見ても最初に額ありきで後から理由をつけているとしか理解できず、任命権者の恣意的な決定に当たる疑いを捨てることができませんでした。

参与の職務についても、現有職員で十分足りる内容と判断いたします。

また、委員会質疑の中で明らかになったように、入札条件の変更など重要な局面での関与がなかったなど、機能しているとは言えません。

よって、これまでの報酬、これからの分、ともに認めることができません。

○安齋委員

議案第 1 号に対する修正案に可決、修正部分を除く議案第 1 号平成 27 年度小樽市一般会計補正予算は可決、議案第 22 号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決を主張し、討論いたします。

詳しくは本会議で述べますが、一般管理費の中で参与任用に伴う 6 月から 9 月分の 113 万円の費用の補填ですが、そもそも参与任用の決裁過程で先に市長の押印があったこと、また、総務部長が代決で決裁を済ませ、さらにその後加筆したのに修正を加えなかったことなどから、そもそも任用の仕方に問題がありました。

なお、給与面でも算出根拠には大変疑問があるものですし、市民の方からも 30 万円は高すぎるという声、先日の

我が会派の高橋龍議員からも民間給与や市の一般嘱託員との比較で指摘をさせていただきました。また、予算を用意していないのに、既定予算の中から流用したことは認められず、それを新たに税金で穴埋めすることは認められません。

10月から新たに規則、条例を設置、制定し、非常勤の参与を定めると見直したことについてですが、議会からの指摘、提案を受けてこのような形で条例と予算を計上したことは評価をいたすところです。しかし、先ほど私の質問でも取り上げましたが、公約実現のアドバイザーというものの、最初から実現できるような内容ではございませんが、中には実現不可能と思われることが市長答弁でされております。参与のその職務内容、必要性を理解できませんし、その報酬額の算定根拠が乏しく、市民の税金から支出することには可決いたしかねます。

なお、委員会中に民主党政権を例に出しましたが、公約実現のため動いていたこと、進めたものもありますので、この場でおわびいたします。

市長には、市民のため、小樽のため、実現に向けて職員と信頼関係を構築し、取り組んでいただくことを要望いたします。

以上、議案第1号に対する修正案は可決、また、修正議決分を除く議案第1号平成27年度小樽市一般会計補正予算は可決、議案第22号小樽市報酬、費用弁償及び実費弁償条例の一部を改正する条例案は否決を主張し、各会派の賛同を呼びかけて討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号に対する修正案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、修正案は可決されました。

次に、議案第1号のうち、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く原案については、可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第22号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決しました。

次に、議案第20号、第21号、第23号及び第24号について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

次に、ただいま一部修正の上、可決されました議案第 1 号について、千葉委員ほか 3 名から議案第 1 号平成 27 年度小樽市一般補正予算に対する附帯決議案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。

○中村(吉宏)委員

趣旨説明にかえまして、全文を読み上げさせていただきます。

除雪費についてだが、除排雪に対する市民要望の多くは、主に第 3 種路線を中心とした生活道路の除排雪の拡充にある。

今回、市が行おうとする除排雪の見直しについては、準幹線道路である第 2 種路線の出動基準を一律 15 センチメートルから 10 センチメートルへと変更することや、除雪拠点を現在の 6 か所から 7 か所に増設することなどといった内容であるが、それらについては、十分な現状の把握や具体の検証に基づいたものとは考えられない。

加えて、市内で確保できる人員や重機などにも当然限りがあることから、それらの実施効果には疑問を感じざるを得ないところであり、到底、市民要望を的確に捉えた見直しとは言いがたい。

一方、本市の財政は、今定例会を経て財政調整基金が 19 億 7,600 万円に達するとはいえ、今後、本市の市税や国の地方交付税の歳入動向は流動的であり、これまで特例として認められてきた退職手当債の借入可能年度が平成 27 年度をもって終了するほか、平成 27 年度当初予算を参考にして、平成 28 年度当初予算を編成するとなれば、最低 10 億円を超える財源不足が見込まれるため、財政調整基金の多額の取崩しによる財源対策が予想されるところである。

また、当委員会においては、降雪量など気象条件が昨年度と同様であれば、今年度の除雪費総額は過去最高の 18 億 3,400 万円となることが明らかにされているなど、将来的な除排雪経費の増加は、他の政策予算編成にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

これらのことから、今年度実施予定の市除雪対策本部の現場監督員の増強により、指示・確認を徹底して、これまで以上に効率的できめ細やかな除排雪作業を委託事業者に求めていくとともに、除排雪体制の見直しについては、たとえ市長公約とはいえ、今年度から見切り発車で行うべきではなく、予算計上されている除雪路線調査業務の実施結果を十分に検証の上、将来的な除排雪業務の全体像を見極め取り組むべきであり、次年度以降において、全市的な除排雪体制の見直しを行うべきことを要請するものである。

以上、決議する。

○委員長

質疑、討論を省略し、これより採決いたします。

附帯決議案を可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしを認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

当委員会におきまして、付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも、佐々木副委員長をはじめ委員各位と、理事者の皆様の御協力によるもの

と深く感謝をいたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり)

当委員会は、これをもって閉会いたします。